TERUMO

第105期定時株主総会
招 集 ご 通 知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午後２時（受付開始 午後１時）

開催場所

明治記念館２階「富士の間」
東京都港区元赤坂2-2-23

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

<新型コロナウイルス感染拡大防止措置>

感染拡大防止および株主の皆さまの感染リスクの観点からご来場の自粛をご検討頂き、事前の議決権行使をお願い申し上げます。本株主総会における感染拡大防止に係る対応は当社ウェブサイトにも掲載しております。（https://www.terumo.co.jp/）

※例年実施しておりました当社製品展示会および健康セミナーは中止いたします。

テルモ株式会社 証券コード 4543

ご挨拶

テルモグループの総力を結集し、社会的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまには、日頃よりテルモグループの事業活動にご理解、ご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々、ご家族の皆さまに対し心よりお見舞い申し上げます。

世界中が未知のウイルスの猛威にさらされるなか、テルモは、社員の健康と安全を最優先事項としたうえで、「医療を止めない」を合言葉に、グループの総力を結集し、全世界において必要とされる製品を安定的に供給すべく、事業活動の継続に努めております。そして、新型コロナウイルスへの感染防止と治療においても、日本発のグローバル企業として、この危機に立ち向かう各国政府、医療機関との連携を密に図り、引き続き積極的に貢献していく決意です。

テルモ設立の発起人の一人である北里柴三郎博士は、伝染病予防と細菌学の研究に、その生涯をささげました。テルモグループは博士のDNAを引き継いでおります。わたしたちはこれからも、「医療を通じて社会に貢献する」という企業理念を片時も忘れず、社会的使命を果たしてまいる所存です。株主の皆さまには、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年６月

左：代表取締役会長
三村孝仁

右：代表取締役社長CEO
佐藤慎次郎

企業理念

医療を通じて社会に貢献する

私たちは、医療の分野において価値ある商品とサービスを提供し、
医療を支える人・受ける人双方の信頼に応え、社会に貢献します。

コアバリューズ

Respect（尊重）— 他者の尊重

私たちは、アソシエイト、お客様、そしてビジネスパートナーに対して敬意と感謝の気持ちをもって接します。多様な文化や個性を理解し、異なる意見や社会の声にも広く耳を傾け、自らの成長に繋げていきます。

Integrity（誠実）— 企業理念を胸に

私たちは、人々のいのちや健康に関わる企業のアソシエイトとして、常に、誠実に使命感をもって行動します。日々努力し、全てのステークホルダーとの間に、確かな信頼を築いていきます。

Care（ケア）— 患者さんへの想い

私たちは、自らの活動が、患者さんにつながっていることを常に忘れず行動します。医療に携わる人々を深く理解することに努め、患者さんのより良い未来の実現をともに支えていきます。

Quality（品質）— 優れた仕事へのこだわり

私たちは、安全と安心の医療を提供するために、常に現場視点で課題を捉え、解決策を見つけ出します。製品品質のみならず、供給やサービスなど、全ての活動におけるクオリティーの向上を徹底的に追求します。

Creativity（創造力）— イノベーションの追求

私たちは、未来に挑戦する風土を大切にし、好奇心と情熱をもって取り組みます。医療現場のニーズを的確に捉え、価値ある製品やサービスを最適なタイミングで届けていきます。

＊テルモでは共に働く仲間という意味を込めて社員を「アソシエイト」と呼んでいます。

資料提供：学校法人北里研究所

北里柴三郎博士

テルモは、第一次世界大戦の影響で輸入が途絶えた体温計を国産化するために、北里柴三郎博士をはじめとする医師らが発起人となり、1921年に設立されました。

目　次

ご挨拶	1
企業理念	2
招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	8
添付書類	
事業報告	17
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告	57

招集ご通知

証券コード4543
2020年６月３日

株 主 各 位

東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番１号
テルモ株式会社
代表取締役社長CEO 佐藤慎次郎

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第105期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施させて頂いた上で、開催することといたしました。しかしながら、感染拡大防止および株主の皆さまの感染リスクの観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。
なお、本株主総会の議決権の行使におきましては、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2020年６月24日（水曜日）午後5時45分**までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえ、ご送付ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

６ページに記載の「インターネットによる議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使サイト： https://evote.tr.mufg.jp/

インターネットによる開示について

次の事項につきましては、法令および当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
これらの事項は、会計監査人および監査等委員会の監査の対象に含まれております。

❶ 会社の新株予約権に関する事項
❷ 会社の支配に関する基本方針
❸ 連結持分変動計算書
❹ 連結計算書類の連結注記表
❺ 株主資本等変動計算書
❻ 計算書類の個別注記表

テルモ　検索

当社ウェブサイト： https://www.terumo.co.jp/

記

日　時	2020年６月25日（木曜日）午後２時（受付開始　午後１時）
場　所	明治記念館２階「富士の間」東京都港区元赤坂２-２-23
目的事項	報告事項 １．第105期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第105期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件 第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
議決権の行使について	郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

- 感染拡大防止および株主の皆さまの感染リスクの観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えください。感染拡大防止に係る対応は７ページをご確認くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.terumo.co.jp/）に掲載いたします。
- 当日は、軽装（クールビズ）にて対応いたしますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以　上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（８ページ～16ページ）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。なお、議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

開催日時	2020年６月25日（木曜日）午後２時（受付開始 午後１時）

2 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、ご返送ください。
なお、各議案について賛否の表示がされていない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限	2020年６月24日（水曜日）午後５時45分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法等のご案内

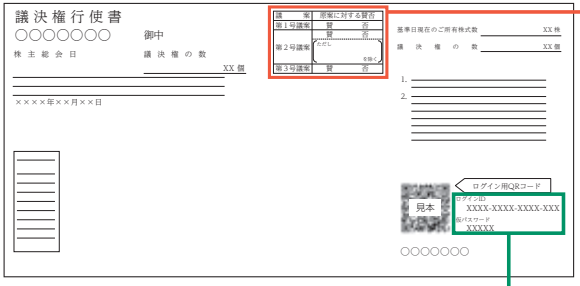

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第１・３号議案

- 賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ▶「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ▶「否」の欄に○印
- 一部の候補者の選任に反対する場合 ▶「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

3 インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、以下いずれかの方法により行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限	2020年６月24日（水曜日）午後５時45分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

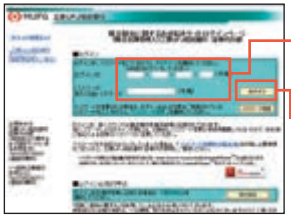

3 新しいパスワードを登録してください。

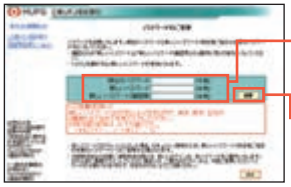

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

※議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

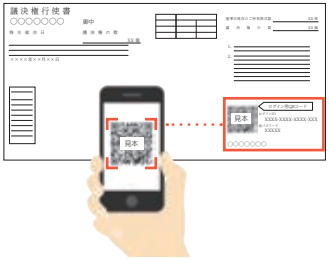

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※1 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
2 インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 月曜日～金曜日（休日除く）午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第105期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

新型コロナウイルス感染拡大により、政府から不要不急の外出・移動を自粛することが要請されており、2020年４月７日には緊急事態宣言が発令されました。株主総会当日においても、政府による緊急事態宣言の解除がされていない場合はもちろん、同宣言が解除された場合においても、密閉・密集・密接を避け、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動を要請されている可能性が高いと思われます。

そのため、本株主総会において、新型コロナウイルス感染症への対応として、以下のとおり実施いたします。株主の皆さまにおかれましては、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

■株主の皆さまへのお願い

感染拡大防止および株主の皆さまの感染リスクの観点から、可能な限り、本株主総会においては株主総会当日のご来場はお控えいただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

■ご来場される株主の皆さまへのお願い

・検温などによりご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染拡大防止にご協力ください。
・当日、会場におきまして、アルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力ください。
・当該運用等にご協力いただけない場合は、ご入場をご遠慮いただきます。また、当日、発熱や咳などの症状がある場合には、感染拡大防止のため、株主さまのご入場をお断りいたします。

■当日の運営について

・会場は、感染防止策として、株主さま同士の距離が近くならないように座席間隔を空けて設置いたします。その結果、例年よりも座席数が少なくなる（最大席数約80席）ため、ご入場をお断りすることがございます。
・感染拡大防止および株主さまの感染リスクを最小化するため、株主さまの会場におけるご滞在時間を短縮化するべく、本株主総会では円滑な議事運営に努めてまいります。
・例年実施しておりました当社製品展示会および健康セミナーは中止いたします。何卒、ご了承ください。
・株主総会当日の様子につきましては、後日、当社ウェブサイト※に掲載いたします。

■緊急時の特別措置について

・株主総会招集ご通知の発送以降、株主総会当日までの状況変化や政府の発表により、本株主総会の運営に大きな変更が生ずる可能性があります。この場合、当社ウェブサイト※にてお知らせいたしますので、株主の皆さまにおかれましては、随時ご確認賜りますようお願い申し上げます。

当日ないし直前に、新型コロナウイルス感染者発生などの理由により、当会場が利用不可となった場合に限り、開催時間を午後4時とし、開催場所を当社東京オフィス（東京都新宿区西新宿3ー20ー2 東京オペラシティタワー49階）といたしますので、必ず当日当社ウェブサイト※をご確認ください。

※当社ウェブサイト：https://www.terumo.co.jp/

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の重要課題のひとつと捉えており、配当については、「安定的に配当を増やし、中長期的に配当性向30％を目指す」という方針を掲げています。

当期の期末配当金につきましては、以下のとおり、１株につき14円といたしたく存じます。これにより、中間配当金14円を加えた年間配当金は、前期に比べ１円増配の１株につき28円となります。（※）

※2019年４月１日付の１株を２株とする株式分割を考慮すると、前期年間配当額は27円となります。

1 **配当財産の種類**
金銭

2 **配当財産の割当てに関する事項およびその総額**
当社普通株式１株につき　　金14円
配当総額　　金 10,531,977,554円

3 **剰余金の配当が効力を生じる日**
2020年６月26日（金曜日）

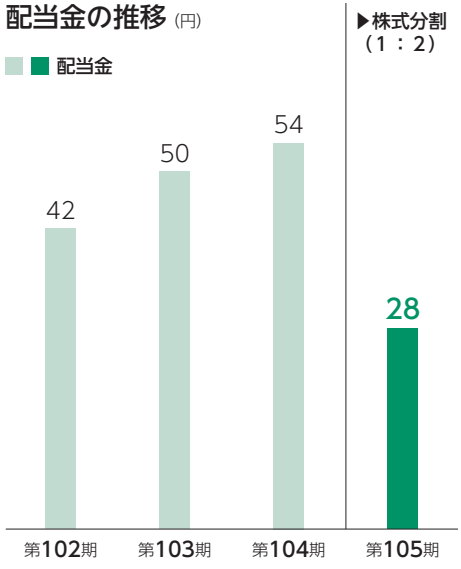

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）８名全員は任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）８名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役選任についての監査等委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

監査等委員以外の取締役の選任について、各候補者は指名委員会において、見識、経験、業績、能力等の要素から取締役として適任であるかどうか審議されており、その際には監査等委員である社外取締役２名が参加しています。監査等委員会は指名委員会の審議結果を受け、協議した結果、各候補者は取締役として適任であるとの結論に至りました。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりです。

番号	候補者氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	在任年数	取締役会出席回数
1	三村（みむら）　孝仁（たかよし）	再任	代表取締役会長	17年	13/13回
2	佐藤（さとう）　慎次郎（しんじろう）	再任	代表取締役社長CEO	６年	13/13回
3	高木（たかぎ）　俊明（としあき）	再任	取締役専務執行役員／品質保証部、安全情報管理部、レギュラトリーアフェアーズ、情報提供管理室、臨床開発部、生産部、SCM推進室、CIOオフィス、情報戦略部、テルモメディカルプラネックス、知的財産部	10年	13/13回
4	羽田野（はたの）　彰士（しょうじ）	再任	取締役常務執行役員／コーポレートアフェアーズ、法務・コンプライアンス室、営業管理部、コールセンター、調達部、広報室、IR室、ブランド戦略室、サステナビリティ推進室、デザイン企画室、環境推進室	４年	13/13回
5	西川（にしかわ）　恭（きょう）	再任	取締役上席執行役員／チーフヒューマンリソースオフィサー（CHRO）、人事部、アジア・インド地域、グローバル人事部、人財開発室、ダイバーシティ推進室	１年	10/10回
6	上田（うえだ）　龍三（りゅうぞう）	再任　社外　独立	社外取締役	５年	12/13回
7	黒田（くろだ）　由貴子（ゆきこ）	再任　社外　独立	社外取締役	２年	13/13回
8	西（にし）　秀訓（ひでのり）	新任　社外　独立	―	―	―

※１ 次頁以降記載の各取締役候補者の所有する当社の株式数には、テルモ役員持株会における保有分が含まれています。なお、所有する当社の株式数は、2020年４月末時点のものです。
２ 在任年数は、各候補者が当社の取締役に就任してからの年数（本定時株主総会終結のときまで）であります。
３ 上田龍三および黒田由貴子の両氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また西秀訓氏につきましても、原案どおり選任が承認された場合、独立役員として同所に届け出る予定です。
４ 上田龍三、黒田由貴子の両氏は、当社との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額です。また西秀訓氏につきましても、原案どおり選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。
５ 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
６ 西川恭氏の取締役会出席回数については、2019年６月21日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
７ 西秀訓氏は長瀬産業株式会社の社外取締役を務めておりますが、2020年６月下旬開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって退任の予定であります。

1 三村（みむら） 孝仁（たかよし） 1953年6月18日生

再任

所有する当社の株式数	在任年数	取締役会出席回数
51,472株	17年	13／13回

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月　当社入社
2002年 6 月　執行役員
2003年 6 月　取締役執行役員
2004年 6 月　取締役上席執行役員
2007年 6 月　取締役常務執行役員
2008年 4 月　ホスピタルカンパニー統轄、営業統轄部管掌
2009年 6 月　中国・アジア統轄
2010年 4 月　中国総代表
2010年 6 月　取締役専務執行役員
2011年 8 月　泰尔茂（中国）投資有限公司董事長兼総経理
2011年12月　中国統轄（現中国地域代表）
2014年 4 月　テルモ・コールセンター担当
2017年 4 月　代表取締役会長（現在）

取締役候補者とした理由

これまで当社ホスピタルカンパニー統轄、中国地域代表等を歴任し、2017年より代表取締役会長を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、取締役会議長として取締役会を主催・運営して当社の経営を適切に監督し、また、対外的活動によりブランド向上に貢献する等、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

2 佐藤（さとう） 慎次郎（しんじろう） 1960年7月19日生

再任

所有する当社の株式数	在任年数	取締役会出席回数
38,480株	6年	13／13回

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月　東亜燃料工業㈱（現JXTGエネルギー㈱）入社
1999年 2 月　朝日アーサーアンダーセン㈱（現PwC Japan グループ）入社
2004年 6 月　当社入社
2010年 6 月　執行役員 経営企画室長
2011年10月　心臓血管カンパニー統轄（現プレジデント）
2012年 6 月　上席執行役員
2014年 6 月　取締役上席執行役員
2015年 4 月　取締役常務執行役員
2017年 4 月　代表取締役社長CEO（現在）

取締役候補者とした理由

これまで当社経営企画室長、心臓血管カンパニープレジデント等を歴任し、2017年より代表取締役社長CEOを務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、当社の経営管理・事業運営、および取締役としての経営の監督を公正・的確に遂行してグローバルでのテルモグループ全体の業績向上を牽引し、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

3 高木（たかぎ） 俊明（としあき） 1958年３月24日生

再任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1981年４月　当社入社
2004年４月　愛鷹工場長
2008年４月　愛鷹工場長、駿河工場長
2008年６月　執行役員
2009年６月　研究開発本部統轄
2010年６月　取締役上席執行役員
2013年６月　品質保証部、安全情報管理部管掌（現在）、環境推進室管掌（現担当）
2015年４月　テルモ・コールセンター担当
2015年７月　チーフクオリティーオフィサー（CQO）
2016年４月　取締役常務執行役員
2017年４月　生産部担当（現管掌）（現在）、調達部担当
2018年４月　取締役専務執行役員（現在）
知的財産部担当、テルモメディカルプラネックス担当（現管掌）（現在）
2020年４月　レギュラトリーアフェアーズ、情報提供管理室、臨床開発部、SCM推進室、CIOオフィス、情報戦略部管掌（現在）

所有する当社の株式数	在任年数	取締役会出席回数
31,337株	10年	13／13回

取締役候補者とした理由

これまで当社国内工場長、研究開発本部統轄、チーフクオリティーオフィサー（CQO）等を歴任し、2018年より取締役専務執行役員を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、グローバルでの生産・品質保証体制のさらなる向上等の事業運営および取締役としての経営の監督を公正・的確に遂行して、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

4 羽田野（はたの） 彰士（しょうじ） 1959年７月27日生

再任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1983年４月　当社入社
2009年６月　執行役員 秘書室長、広報室長
2011年10月　経営企画室長
2012年６月　上席執行役員 経営企画室長、広報室、デザイン企画室担当
2015年４月　常務執行役員
2015年７月　ホスピタルカンパニーバイスプレジデント兼務
2016年１月　ホスピタルカンパニーシニアバイスプレジデント
2016年４月　ホスピタルカンパニープレジデント
2016年６月　取締役常務執行役員（現在）
2017年１月　ホスピタルカンパニーホスピタルシステム事業プレジデント
2020年４月　コーポレートアフェアーズ、法務・コンプライアンス室、営業管理部、コールセンター、調達部管掌（現在）
広報室、IR室、ブランド戦略室、サステナビリティ推進室、デザイン企画室、環境推進室担当（現在）

所有する当社の株式数	在任年数	取締役会出席回数
15,741株	4年	13／13回

取締役候補者とした理由

これまで当社広報室長、経営企画室長、ホスピタルカンパニープレジデント等を歴任し、2016年より取締役常務執行役員を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、グローバル経営基盤のさらなる整備、企業価値推進等の事業運営、および取締役としての経営の監督を公正・的確に遂行して、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

5 西川（にしかわ） 恭（きょう） 1959年6月1日生

再任

所有する当社の株式数	在任年数	取締役会出席回数
10,950株	1年	10/10回

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月　㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入社
2002年 4 月　㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）人事部次長
2008年 4 月　同社香港支店長
2010年 4 月　同社執行役員
2010年 6 月　当社執行役員、国際統轄部統轄
2012年 3 月　東欧・アフリカ・中東統轄（現東欧・ロシア・中東・アフリカ地域代表）、テルモヨーロッパ社取締役社長
2018年 4 月　上席執行役員
　　チーフヒューマンリソースオフィサー（CHRO）、人事部担当（現管掌）、人財開発室担当（現在）
2019年 6 月　取締役上席執行役員（現在）
2020年 4 月　アジア・インド地域管掌（現在）
　　グローバル人事部、ダイバーシティ推進室担当（現在）

取締役候補者とした理由

これまで当社国際統轄部、東欧・ロシア・中東・アフリカ地域代表等を歴任し、2019年より取締役上席執行役員を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、チーフヒューマンリソースオフィサー（CHRO）としてグローバル人財戦略のさらなる推進等の事業運営に加え、取締役としても経営の監督を公正・的確に遂行し、今後のテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できるため、選任をお願いするものであります。

6 上田（うえだ） 龍三（りゅうぞう） 1944年9月20日生

再任　社外　独立

所有する当社の株式数	在任年数	取締役会出席回数
3,509株	5年	12／13回

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1969年 4 月　名古屋大学医学部合同内科入局
1976年 9 月　ニューヨーク・スローン・ケタリング癌研究所 客員研究員、研究員
1980年 9 月　愛知県がんセンター研究所 化学療法部主任研究員
1988年 4 月　同研究所 部長
1995年 9 月　名古屋市立大学医学部第二内科 教授
2003年 4 月　名古屋市立大学病院長
2008年 4 月　名古屋市病院局 局長
2010年 4 月　名古屋市立大学 名誉教授（現在）、顧問
　　同大学 大学院医学研究科 特任教授
2011年 5 月　特定非営利活動法人健康医療開発機構 理事
2011年 7 月　（公財）がん研究振興財団 理事（現在）
2012年 4 月　愛知医科大学医学部 腫瘍免疫寄附講座 教授（現在）
2013年 1 月　愛知医科大学評議員
2015年 6 月　当社社外取締役（現在）
2015年11月　（公財）がん研究会 非常勤理事（現在）
2016年 5 月　名古屋市立大学 客員教授（現在）
2018年 6 月　（公財）東洋医学研究財団 理事長（現在）
2018年11月　名古屋大学大学院医学系研究科 特任教授（現在）

社外取締役候補者とした理由等

がん治療における研究業績をはじめとした専門知識や名古屋市立大学病院長・名古屋市病院局局長等を歴任され、当該団体の実務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験を当社の経営およびその監督に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

7 黒田（くろだ） 由貴子（ゆきこ） 1963年９月24日生

再任　社外　独立

所有する当社の株式数	在任年数	取締役会出席回数
309株	2年	13／13回

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1986年４月　ソニー㈱入社
1991年１月　㈱ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
2010年６月　アステラス製薬㈱社外監査役
2011年３月　㈱シーエーシー（現㈱CAC Holdings）社外取締役（現在）
2012年４月　㈱ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー（現在）
2013年６月　丸紅㈱社外取締役
2015年６月　三井化学㈱社外取締役（現在）
2018年６月　当社社外取締役（現在）
　　㈱セブン銀行社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由等

豊富な経営者経験および長年にわたるグローバルでの人材・組織コンサルティング経験で培われた見識等を当社の経営およびその監督に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

8 西（にし） 秀訓（ひでのり） 1951年1月6日生

新任　社外　独立

所有する当社の株式数	在任年数	取締役会出席回数
―株	―年	―回

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1975年４月　カゴメ株式会社入社
2000年６月　同社取締役
2005年６月　同社取締役常務執行役員
2008年６月　同社取締役専務執行役員
2009年４月　同社代表取締役社長
2014年１月　同社代表取締役会長
2014年６月　長瀬産業株式会社 社外取締役（現在）
2016年３月　カゴメ株式会社取締役会長
2019年６月　不二製油グループ本社株式会社 社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由等

豊富な経営者経験および長年にわたる海外事業経験・マーケティング経験で培われた見識等を当社の経営およびその監督に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

第3号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については予め監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

坂口（さかぐち）　公一（こういち）　1950年９月10日生

社外　独立

所有する当社の株式数

－株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1979年４月	弁護士登録
2000年９月	裁判官任官（東京地方裁判所判事）
2006年４月	水戸地方裁判所判事（部総括）
2012年８月	さいたま地方・家庭裁判所川越支部判事（支部長）
2013年９月	秋田地方・家庭裁判所（所長）
2015年11月	弁護士登録 加藤総合法律事務所（現銀河総合法律事務所）入所（現在）
2016年６月	当社補欠社外取締役（監査等委員）（現在） 森永製菓㈱社外監査役（現在）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり弁護士、裁判官として培われた法律知識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に当社の経営に活かしていただきたいため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

※１ 坂口公一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

２ 坂口公一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額です。

３ 坂口公一氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

以　上

（ご参考）社外取締役の独立性判断基準

次の事項に該当する場合には、当社において、独立社外取締役（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいう）であるとは言えないものとし、選任の対象候補から除外します。

(1) 当社グループ関係者

① 当社またはその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、監査等委員、監査役、その他の使用人（以下「業務執行取締役等」と総称する）である者

② 過去10年間において当社グループの業務執行取締役等であった者

(2) 株主関係

① 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上をいう。以下同じ。）

② 上記①が企業である場合には、当該企業またはその親会社もしくは重要な子会社（以下「企業等」と総称する）の業務執行取締役等

③ 当社が現在主要株主である企業等の業務執行取締役等

(3) 取引先関係者

以下のいずれかに該当する企業等の業務執行取締役等

① 当社グループを主要な取引先とする者（取引先の年間連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上である者）

② 当社グループの主要な取引先（当社グループが、年間連結総売上収益の2%以上の支払いを行った者）

③ 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）

(4) 人事交流先関係者

当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている企業等の業務執行取締役等

(5) 主要借入先関係者

当社グループが借り入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社の連結総資産の２％を超える場合の借入先の企業等の業務執行取締役等

⑹ 外部専門家等

以下のいずれかに該当する者

① 現在当社グループの会計監査人もしくは会計参与である公認会計士、または監査法人のパートナーもしくは社員

② 当社グループの会計監査人もしくは会計参与である公認会計士、または監査法人のパートナーもしくは社員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者

③ 上記①②に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

④ 上記①②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上であるファーム）のパートナー、アソシエイトまたは社員である者

⑺ 近親者

近親者（配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう）が上記⑴から⑹までのいずれかに該当する者

⑻ 過去の該当者

過去５年間において上記⑵に該当していた、および、過去３年間において上記⑶から⑹までのいずれかに該当していた者

⑼ その他

上記⑴から⑻には該当しないが、それ以外の事情により、実質的な利益相反が生じるおそれがある者

1　当社グループの現況

(1) 事業の経過および成果

当社グループは、2016年12月に発表した2017年度を初年度とする５カ年の中長期成長戦略に基づき、持続的な成長の実現に向けて取り組んでいます。世界的な医療費抑制の圧力の高まりに加えて、デジタル技術による従来型の医療の変革など、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような背景のなか、2019年度は「グローバルオペレーションの能力増強、高度化、最適化」、「新しい技術、ソリューションの積極的採用」、「地域戦略の具体的推進」を重点施策として推進してきました。

「グローバルオペレーションの能力増強、高度化、最適化」では、国内においては、製薬企業とのアライアンス事業を拡大するため、昨年度に約70億円を投資したテルモ山口D&D㈱の薬剤充填済み注射器（プレフィルドシリンジ製剤）の生産設備が完成し、今年度はさらに約20億円を投資することを決定しました。海外においては、テルモヨーロッパ社（ベルギー）にアライアンス事業と、TIS（カテーテル）事業の生産設備拡張のため、2,600万ユーロの投資を決定しました。ベトナム工場においても、TIS事業のカテーテル生産体制のさらなる強化のため今後５年間で約150億円の投資決定に加えて、血液・細胞テクノロジーカンパニーにおける生産能力の増強を進めています。また、カンパニーや地域の枠を超えて生産の自動化、省力化の促進およびコストダウンを図るべく、新たにチーフマニュファクチュアリングオフィサー（CMO）という役職を設置しました。薬事規制面では、欧州での新規制である医療機器規則（EU-MDR）適用への準備として品質システムの強化を図りました。

「新しい技術、ソリューションの積極的採用」では、TIS事業において、医療法人五星会菊名記念病院と、人工知能（AI）を活用した心臓カテーテル治療支援に関する共同研究を開始しました。本研究を通じて、心臓カテーテル治療の質と効率を向上させるAI技術を開発し、2023年頃の実用化を目指します。ホスピタルシステム事業では、麻酔用鎮痛剤「フェンタニル注射液」と、皮膚に貼るタイプの強オピオイド鎮痛薬「フェンタニルクエン酸塩１日用テープ」を販売開始しました。製品ラインアップを拡充することで、患者さんの痛み低減へのさらなる貢献を目指します。また、血液・細胞テクノロジーカンパニーでは、成分採血システム「Trima Accel」（トリマアクセル）で使用する新しいソフトウェアを世界各国で展開しました。血液提供者（ドナー）の血液量をもとに適切な採血流量を推測し、自動で調整する機能を備えており、ドナーの対象拡大と採血効率の向上が期待されます。

「地域戦略の具体的推進」では、米国と中国において、独自戦略を展開しています。大市場である米国では、選択的に治療デバイスの製品ポートフォリオを拡充しました。TIS事業においては、オーケストラ・バイオメド社から、心臓カテーテル治療に用いる薬剤溶出バルーンの独占販売権を取得しました。2020年より治験を開始し、数年後には、他社に先駆けて米国で製造販売承認を取得することを目指しています。血管事業においては、カスタムメイド・ステントグラフトの設計ソフト技術を持つアオルティカ社を買収しました。既に幅広く有している大動脈の治療ソリューションに加え、大動脈疾患における、患者さん一人ひとりに適した「個別化医療」への貢献を目指します。

また、大きな市場成長が見込まれる中国では、地域特性を踏まえたローカル戦略を推進しています。昨年度に買収した薬剤溶出型冠動脈ステント（DES）専業のエッセン・テクノロジー社が、順調な立ち上がりを示しました。今後は、中国製のカテーテル製品のラインアップを拡充することで、中国市場における成長を加速していきます。

当期の売上収益は、下期に日本において薬価公定価改定の影響、また第4四半期に中国を中心に新型コロナウイルス感染拡大の影響がありましたが、TIS事業、ニューロバスキュラー事業、アライアンス事業が好調に推移したことにより、前期比4.9%増の6,289億円となりました。営業利益は、販売費および一般管理費、特に研究開発費が増加したものの、売上総利益の増加により、前期比3.7%増の1,106億円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、税率の異なる地域別の利益構成の変化によるプラスの影響が生じたことにより、前期比7.2%増の852億円となりました。

■ 財産および損益の状況

区分		第102期 (2016年度) 2016年4月 1日から 2017年3月31日まで	第103期 (2017年度) 2017年4月 1日から 2018年3月31日まで	第104期 (2018年度) 2018年4月 1日から 2019年3月31日まで	第105期 (2019年度) 2019年4月 1日から 2020年3月31日まで
売上収益	(百万円)	514,164	587,775	599,481	628,897
営業利益	(百万円)	87,777	108,552	106,637	110,611
経常利益	(百万円)	-	-	-	-
税引前利益	(百万円)	74,881	106,630	102,709	106,466
当期利益	(百万円)	54,891	91,201	79,287	85,037
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	55,003	91,295	79,470	85,211
基本的１株当たり当期利益	(円)	76.15	129.56	108.70	113.96
資本合計	(百万円)	491,522	550,435	698,113	754,883
資産合計	(百万円)	1,022,262	1,081,045	1,120,790	1,241,355
ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）	(%)	11.1	17.5	12.7	11.7
ROA（資産合計当期利益率）	(%)	5.8	8.7	7.2	7.2

（参考）調整後営業利益　第104期　122,128百万円　第105期　124,998百万円

※１ 当社は、第103期から国際会計基準を適用しております。また、第102期については、国際会計基準に組み替えた数値を記載しております。
２ １株当たり当期純利益および基本的１株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。
３ 当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第102期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「１株当たり当期純利益」および「基本的１株当たり当期利益」を算定しております。
４ ROEは、以下のとおり算出しています。
親会社の所有者に帰属する当期利益÷親会社所有者帰属持分（期中平均）×100
５ ROAは、以下のとおり算出しています。
親会社の所有者に帰属する当期利益÷資産合計（期中平均）
６ 第104期において企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第103期の国際会計基準に基づく諸数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

売上収益（百万円）

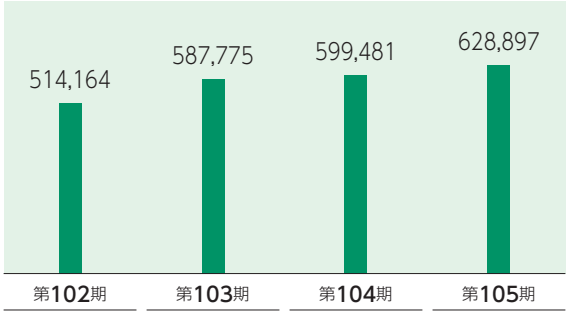

営業利益（百万円）

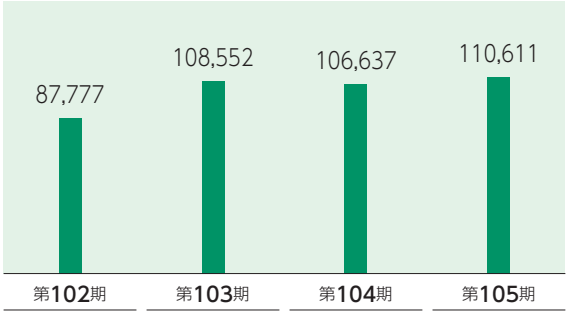

親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）

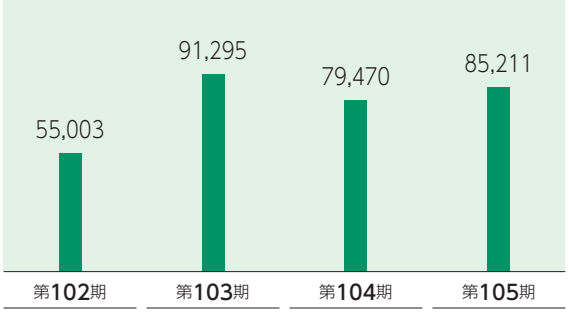

資本合計（百万円）

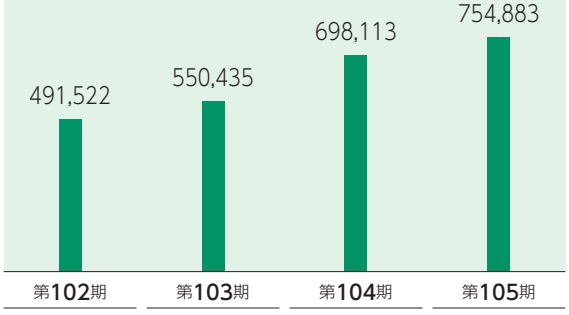

資産合計（百万円）

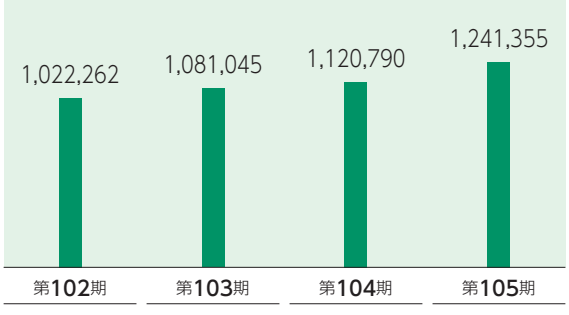

ROE・ROA（%）

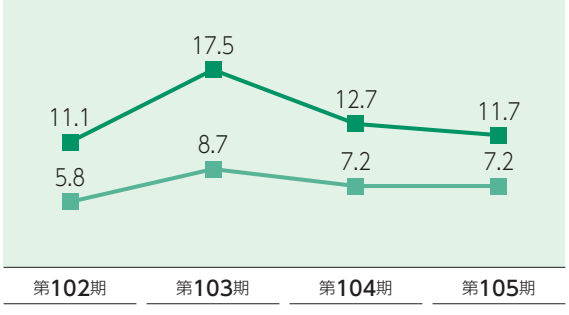

※ 当社は、第103期から国際会計基準を適用しております。また、第102期については、国際会計基準に組み替えた数値を記載しております。

地域別売上収益

区分	第104期（2018年度）2018年4月1日から2019年3月31日まで		第105期（2019年度）2019年4月1日から2020年3月31日まで		前期比増減（%）
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	
日　本	188,468	31.4	196,339	31.2	4.2
欧　州	120,368	20.1	121,128	19.3	0.6
米　州	175,646	29.3	191,388	30.4	9.0
アジア他	114,998	19.2	120,040	19.1	4.4
合　計	599,481	100.0	628,897	100.0	4.9

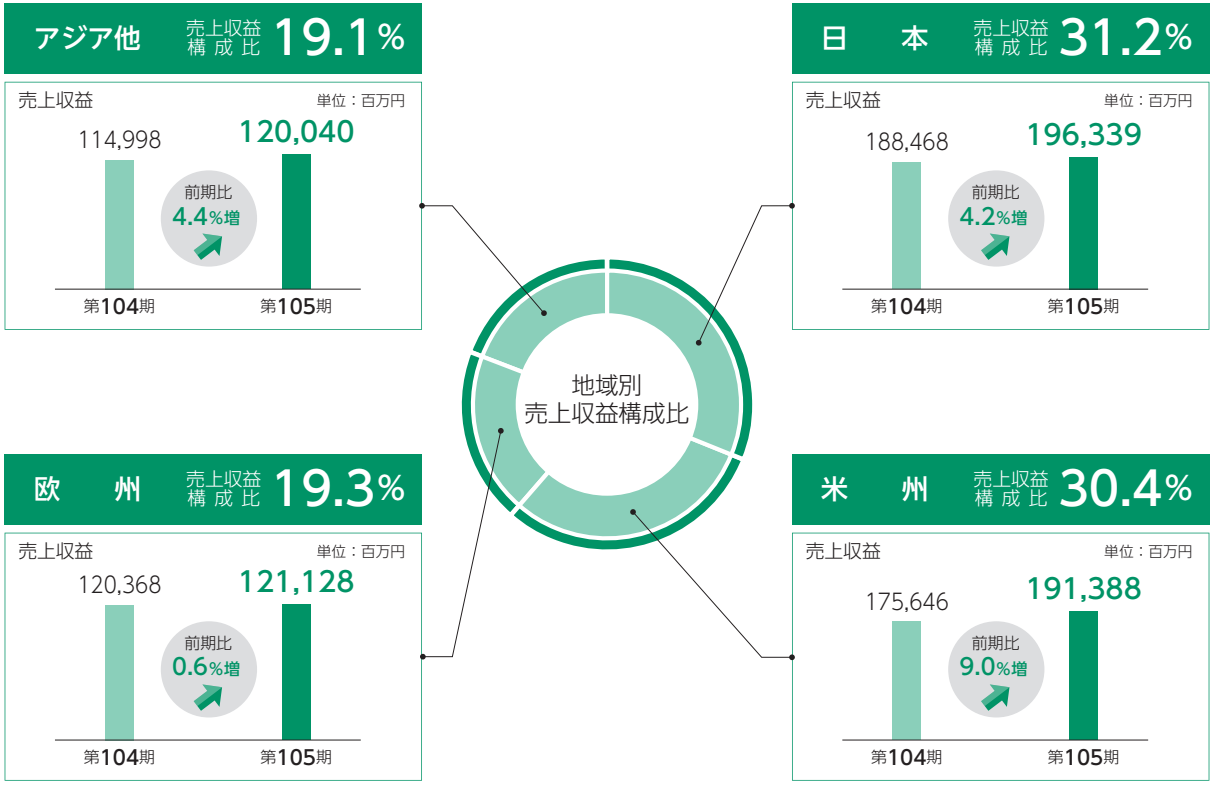

心臓血管カンパニー

日本では、TIS事業のイメージング領域や、ニューロバスキュラー事業の脳梗塞治療用製品が好調に推移しました。海外では、第４四半期に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、主に中国のTIS事業において減速が見られたものの、ニューロバスキュラー事業の袋状脳動脈瘤デバイス「WEB」（ウェブ）などが牽引しました。

その結果、心臓血管カンパニーの売上収益は前期比6.7％増の3,506億円となりました。

売上収益(億円)

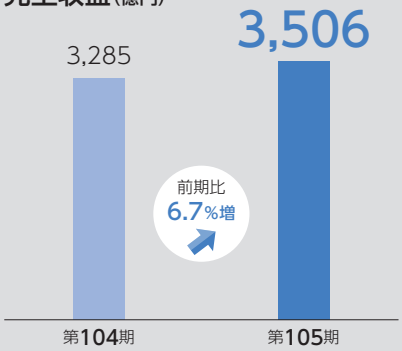

売上収益構成比

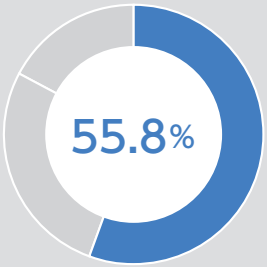

主要取扱品目

区　　分	主要取扱品目
TIS（カテーテル）事業	血管造影用ガイドワイヤー、血管造影用カテーテル、イントロデューサーシース、大腿動脈穿刺部止血デバイス、PTCA用バルーンカテーテル、冠動脈ステント、末梢動脈疾患治療用ステント、超音波画像診断装置、血管内超音波カテーテル　他
ニューロバスキュラー事業	脳動脈瘤治療用コイル・ステント、虚血性脳梗塞治療用吸引カテーテル・除去デバイス　他
カーディオバスキュラー事業	人工肺、人工心肺装置　他
血管事業	人工血管、ステントグラフト

袋状脳動脈瘤
塞栓デバイス
「WEB」
（ウェブ）

血管内超音波
診断装置
「VISICUBE」
（ビジキューブ）

ホスピタルカンパニー

ホスピタルシステム事業では、スプレー式癒着防止材「アドスプレー」や2019年9月に日本で発売した麻酔用鎮痛剤「フェンタニル注射液」などが好調に推移したほか、第４四半期に新型コロナウイルス感染拡大を受け、手指消毒剤と体温計で需要増がありました。また、アライアンス事業の製薬企業との提携ビジネスも順調に拡大しました。

その結果、ホスピタルカンパニーの売上収益は前期比3.1％増の1,710億円となりました。

売上収益(億円)

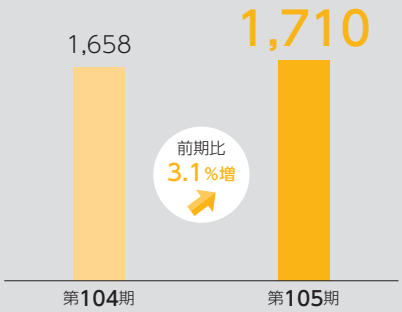

売上収益構成比

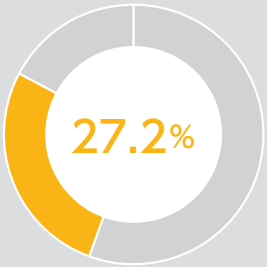

主要取扱品目

区　　分	主要取扱品目
ホスピタルシステム事業	輸液ポンプ、シリンジポンプ、輸液セット、シリンジ（注射筒）、輸液剤、鎮痛剤、栄養食品、癒着防止材、血糖測定システム、電子血圧計、電子体温計　他
アライアンス事業	プレフィルドシリンジ製剤製造受託、製薬企業向け製品（薬剤充填用シリンジ、医薬品同梱用注射針）　他

スプレー式
癒着防止材
「AdSpray」
（アドスプレー）

薬剤充填用注射器
「PLAJEX」
（プラジェックス）

血液・細胞テクノロジーカンパニー

欧州や新興国において為替のマイナス影響を受けたものの、グローバルで成分採血装置の新ソフトウェア導入が牽引し、好調に推移しました。

その結果、血液・細胞テクノロジーカンパニーの売上収益は前期比2.1％増の1,072億円となりました。

※2020年５月１日付で「血液システムカンパニー」から「血液・細胞テクノロジーカンパニー」に名称を変更いたしました。成分採血装置や全血採血の血液バッグを中心とする血液センター向けの事業から、白血病や自己免疫疾患向けのアフェレシス治療や、細胞採取、処理、培養など細胞療法向けの技術を扱う幅広い事業領域をより明確にしたものです。今後、血液および細胞を扱う高い技術をベースに、さらなる成長加速を図ってまいります。

売上収益(億円)

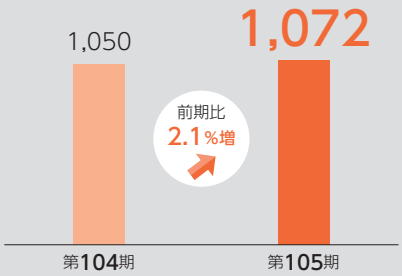

売上収益構成比

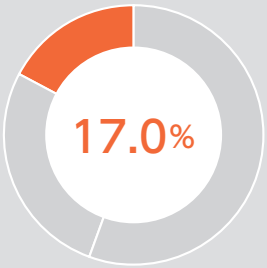

主要取扱品目

区　　分	主要取扱品目
血液・細胞テクノロジー	血液バッグ、成分採血システム、血液自動製剤システム、病原体低減化システム、遠心型血液成分分離装置、細胞増殖システム　他

遠心型血液成分分離装置「Trima Accel」（トリマアクセル）

細胞製剤の充填仕上げシステム「FINIA」（フィニア）

研究開発

■心臓血管カンパニー

末梢動脈疾患の治療用ステント「Misago」（ミサゴ）に、手首の血管から脚の病変部まで届く長い仕様を新たに追加し2019年10月に米国で販売開始しました。このような手首からのアプローチ方法は、脚の付け根から挿入する手技と比べて、術後のカテーテル挿入口からの出血リスク低減や在院日数の短縮などが期待できます。急性期脳梗塞の治療分野においては、血栓吸引カテーテル「SOFIAFLOW Plus」（ソフィアフロー プラス）を、2019年９月に日本で発売しました。また、脳動脈瘤治療のうち、瘤が血管分岐部にあり、かつ入り口が広いワイドネック型の症例への新たな選択肢として、袋状の塞栓デバイス「WEB」（ウェブ）を、2019年4月に米国で本格販売開始、2020年度には日本でも発売する予定です。さらに、血流改変ステント「FRED」（フレッド）を、2020年１月に米国で、2020年４月に日本で販売開始しました。今後も医療の低侵襲化を牽引する製品開発を継続していきます。

■ホスピタルカンパニー

ICUや病棟で使用される輸液ポンプやシリンジポンプについて、病院のITシステムと連携可能な製品ラインアップを拡充させるとともに、医療機関やIT関連企業とデジタル化による医療現場の安全安心の向上と効率的な医療の実現に向けたプロジェクトを推進しています。
当社の薬剤充填用注射器「PLAJEX」（プラジェックス）に薬剤があらかじめ充填された骨粗鬆症治療剤「テリボン®皮下注28.2μgオートインジェクター」が2019年12月に旭化成ファーマ㈱から発売されました。在宅自己注射の場合は、取り扱いの安全性が重視されるため、「PLAJEX」の割れにくいプラスチック素材や充填した薬剤の安定性を保つ設計が評価され、採用されました。引き続き、製薬企業のニーズに応える開発製造受託を拡大し、より良い医療の普及に努めてまいります。

■血液・細胞テクノロジーカンパニー

細胞製剤における製剤化の最終工程である、充填・仕上げ作業を補助する装置「FINIA」（フィニア）を米国、欧州、日本など各国で展開しました。採取した細胞を加工・培養し、細胞の働きを利用して難治性疾患を治療する「細胞治療」は近年、新しい治療法として広がりをみせている分野です。「FINIA」は細胞と薬剤の混合工程から、完成した製剤を必要分量に小分けしてバッグに充填するまでの全工程を自動で行う装置です。細胞治療の研究開発や実用化が加速し、細胞製剤の量産化や品質管理が課題となっているなか、独自の全自動技術を生かし、作業者の効率を向上させます。また、専用アプリケーションによる作業記録の確実かつ簡便なデータ管理が可能なため、品質管理の向上に貢献できます。

■その他

コーポレートR&Dセンターでは、中長期的な視点からカンパニーや事業の枠を超えた全社的な連携を推進し、社会的インパクトの大きい医療課題の解決に向けてイノベーションの創出を目指しています。活動のアプローチとしては、自社開発による戦略的ポートフォリオの構築や競争優位の源泉となるコア技術の深化・応用展開に加え、必要技術獲得のための外部投資やオープンイノベーション（社外との連携）を推進しています。その一環として、２つの米国ベンチャーキャピタルファンドにそれぞれ最大2,500万米ドルを投資することを決定しました。医療機器事業戦略や法規制に詳しい両ファンドの運用チームと連携を図ることで、テルモとしても直接スタートアップへの出資を通じて、事業戦略に合う新技術を獲得するとともに、革新的なアイデアを見極める能力の向上につなげています。また、米国の西海岸の自社開発拠点（テルモベイエリアイノベーションラボ）を強化し、事業と開発の連携を促進することで、イノベーションを加速していきます。

⑵ 対処すべき課題

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けることが想定されます。一時的な需要の低下に加え、生産の操業度の低下や研究開発の遅延などにも留意が必要です。こうした状況のなか、健全な収益性と資金流動性を維持しながら、刻々と変化する状況に対し柔軟かつ機動的な対応を図っていきます。そして新型コロナウイルス感染症に対峙する医療機関や医療従事者に対し積極的な貢献を続けていきます。

日本の医療機器市場は、高齢者数の増加と、それに伴う慢性疾患の増加などにより、今後も市場の拡大が見込まれています。一方で医療費の増加が財政を圧迫するなか、価値や効率性を重視した医療へのシフトが加速しています。また、海外では、買収などによる業界再編が進み、企業規模の巨大化と集中・寡占化が進みつつあります。このような事業環境を踏まえ、当グループは2016年12月に発表した2017年度を初年度とする５カ年の中長期成長戦略を推進しています。中長期のビジョンとして「日本発のグローバル企業」を掲げ、世界の医療現場からトップブランドとして信頼されるメーカーになること、そしてその信頼を製品・サービス・供給のトータルクオリティーで担保することを目指しています。

３つの基本戦略として「グローバルでは選択と集中」、「日本では総合力の発揮」、「イノベーションの推進」を掲げています。グローバルでは、カテーテルや脳血管、アライアンス、血液治療など、成長する領域や当社グループが競争力を持つ分野に注力するとともに、日本ではトップ企業として患者さんのQOL向上や医療の効率化などに貢献する製品・サービスの提供に注力します。また、将来の成長を支える自社開発を強化するとともに、社外との連携も推進し、社会への影響が大きい医療課題の解決に貢献する、価値あるイノベーションの創出に取り組んでいきます。

心臓血管カンパニーでは、心臓血管事業領域において、トップブランドとして世界中の医療現場から認知されることを目指します。その実現に向けて、クオリティーの高い新製品を医療現場に提供していくとともに、個々の製品ベースにとどまらない成長を目指し、病院における医療経済性の向上や、個別化医療への対応といったソリューションの提供を進めます。そして、各参入領域におけるシェアでトップ３に入ること、そしてトータルクオリティーにおいてワールドクラスの信頼を獲得することを目指します。

ホスピタルカンパニーでは、新型コロナウイルス感染症がグローバル社会全体に大きな影響を与えるなか、これまでも長年取り組んできた感染対策の取り組みをさらに拡大します。また、薬剤投与においてはデジタル化による医療の質向上と効率化、がん、糖尿病治療においては製品群の拡充・普及を通じた患者さんのQOL向上への貢献、アライアンス事業においては安全性、簡便性など、医療現場のニーズに即した新たな価値の提供によって、グローバルでの事業拡大を図っていきます。

血液・細胞テクノロジーカンパニーでは、新たな治療領域への拡大、イノベーションの創出、多角化を推進します。新型コロナウイルス感染症に対する、回復期血漿を用いた治療法に成分採血装置が使用されるなど、いまだ満たされていない医療ニーズに貢献できる余地があります。血液治療のさらなる適用拡大など、細胞治療の開発企業や学術研究機関との協働を通じて、多角化に取り組んでまいります。

また、政府やNGO（非政府組織）と連携し、データやエビデンスを用いてアフリカ諸国の医療インフラの整備に貢献するなど、新興国でもアクセス可能なイノベーションを追求し、持続的な成長を目指します。

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、業績見通し未定でのスタートとなりましたが、全社の成長戦略に基づき、３つのカンパニーがそれぞれのビジョンの実現に向けて活動を推進することで、中長期における持続的かつ収益性のある成長を実現します。

⑶ 主要な事業内容

当社グループは医薬品、再生医療等製品、各種ディスポーザブル医療用器具、医療用機械等の製造販売を行っており、主要取扱品目は21ページ～23ページのとおりです。

⑷ 設備投資の状況

当期の設備投資総額は工事ベースで892億円です。主な設備投資の状況は次のとおりです。

1）当期中に完成した主要設備：テルモ山口株式会社 新棟（３号棟）、愛鷹工場 医療機器生産設備
2）建設中の主要設備　　：テルモベトナム社 新棟（３期棟）

⑸ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

⑹ 主要な借入先の状況 (2020年３月31日現在)

借入先	借入額
	(億円)
株式会社みずほ銀行	720
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	567
シンジケートローン※	599

※ シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行および株式会社三菱ＵＦＪ銀行を幹事とするものです。

⑺ 従業員の状況 (2020年３月31日現在)

1）当社グループの状況

従業員数※	前期末比増減
(名)	(名)
26,438	+1,060

※ 従業員数は就業人員数であり、当社グループからグループ外への出向者、および派遣社員等は除いています。

2）当社の状況

従業員数※1	前期末比増減	平均年齢※2	平均勤続年数※2
(名)	(名)	(歳)	(年)
5,087	+179	41.4	17.8

※1 従業員数は就業人員数であり、当社から社外への出向者、および派遣社員等は除いています。
2 平均年齢、および平均勤続年数の算出に際しては、当社正社員分のみで算出しています。

⑻ 主要な営業所および工場ならびに重要な子会社の状況 (2020年３月31日現在)

１）テルモ株式会社

本社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番１号
本社事務所	東京オフィス（東京都新宿区）
研究所	湘南センター（神奈川県足柄上郡中井町）
工場	富士宮工場（静岡県富士宮市）、愛鷹工場（静岡県富士宮市）、 甲府工場（山梨県中巨摩郡昭和町）、MEセンター（静岡県駿東郡長泉町）
国内販売拠点	［支店］札幌、東北、新潟、宇都宮、松本、埼玉、東関東、東京、多摩、横浜、静岡、名古屋、 金沢、京都、大阪、神戸、岡山、広島、四国、福岡、鹿児島、沖縄

２）重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
テルモヨーロッパN.V.	ベルギー	288,664千ユーロ	100%	心臓血管カンパニーおよびホスピタルカンパニーに関する製品の製造・販売
テルモアメリカスホールディング, Inc.	アメリカ	3,855,592千米ドル	100%	米州子会社の統轄
テルモメディカルCorp.	アメリカ	272,016千米ドル	100%	心臓血管カンパニーおよびホスピタルカンパニーに関する製品の製造・販売
マイクロベンション, Inc.	アメリカ	589,598千米ドル	100%	心臓血管カンパニーに関する製品の製造・販売
テルモBCTホールディングCorp.	アメリカ	1,352,360千米ドル	100%	テルモBCTグループ子会社の統轄
テルモBCT, Inc.	アメリカ	951,863千米ドル	100%	血液・細胞テクノロジーカンパニーに関する製品の製造・販売
泰尔茂（中国）投資有限公司	中国	1,820,493千人民元	100%	中国子会社の統轄
テルモアジアホールディングスPte. Ltd.	シンガポール	30,127千シンガポールドル	100%	アジア地域（中国以外）販売子会社の統轄

※ 当社の出資比率は子会社による間接所有を含んでいます。

⑼ その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 当社の現況

(1) 株式の状況 (2020年３月31日現在)

1）発行可能株式総数　3,038,000,000株
2）発行済株式の総数　759,521,040株
3）株主数　37,389名
4）大株主（上位10名）

株式所有者別の状況（%）

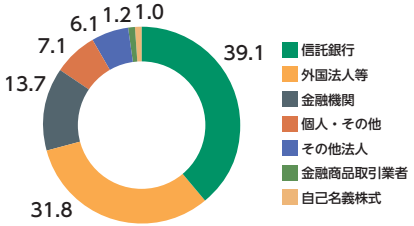

株主名	持株数	持株比率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	114,778	15.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	68,010	9.0
第一生命保険株式会社	40,519	5.4
明治安田生命保険相互会社	27,136	3.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	19,440	2.6
公益財団法人テルモ生命科学振興財団	14,720	2.0
JP MORGAN CHASE BANK 385632	13,034	1.7
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	11,893	1.6
東京海上日動火災保険株式会社	11,579	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	11,525	1.5

※１ 持株比率は、自己株式（7,236,929株）を控除して計算しています。
２ 第一生命保険株式会社の持株数には、同社が退職給付信託に係る株式として拠出している株式6,000千株（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　第一生命保険口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社」であり、その議決権行使の指図権は第一生命保険株式会社が留保しています。）が含まれています。
３ 2019年４月１日付で、普通株式１株を２株とする株式分割を行いました。

(2) 会社の新株予約権に関する事項

※本項全文は本招集ご通知３ページ記載のとおり、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。

⑶ 会社役員の状況

1）取締役の状況 (2020年３月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	三　村　孝　仁	
代表取締役社長CEO	佐　藤　慎次郎	
取締役 専務執行役員	高　木　俊　明	チーフクオリティーオフィサー（CQO） 品質保証部、安全情報管理部、環境推進室、生産部、調達部、 知的財産部、テルモメディカルプラネックス
取締役 常務執行役員	羽田野　彰　士	ホスピタルカンパニープレジデント ホスピタルカンパニーホスピタルシステム事業プレジデント
取締役 上席執行役員	西　川　　恭	チーフヒューマンリソースオフィサー（CHRO） 人事部、人財開発室
社外取締役	森　　郁　夫	
社外取締役	上　田　龍　三	名古屋市立大学　客員教授・名誉教授 愛知医科大学医学部　腫瘍免疫寄附講座　教授 （公財）がん研究振興財団　理事 （公財）がん研究会　非常勤理事 （公財）東洋医学研究財団　理事長 名古屋大学大学院医学系研究科　特任教授
社外取締役	黒　田　由貴子	㈱ピープルフォーカス・コンサルティング　取締役・ファウンダー ㈱CAC Holdings　社外取締役 三井化学㈱　社外取締役 ㈱セブン銀行　社外取締役
取締役 （常勤監査等委員）	木　村　義　弘	
社外取締役 （監査等委員）	中　村　雅　一	中村雅一公認会計士事務所　代表 住友重機械工業㈱　社外監査役 SCSK㈱　社外取締役（監査等委員）
社外取締役 （監査等委員）	宇　野　総一郎	長島・大野・常松法律事務所　パートナー弁護士 ソフトバンクグループ㈱　監査役 ㈱ドリームインキュベータ　社外取締役（監査等委員）

※１ 社外取締役上田龍三、黒田由貴子、中村雅一および宇野総一郎の４氏が兼職している会社その他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
２ 社外取締役森郁夫、上田龍三、黒田由貴子および中村雅一の４氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
３ 社外取締役宇野総一郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を充たしていますが、所属事務所のルールから、独立役員としての届出は行っていません。
４ 取締役木村義弘氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
５ 社外取締役中村雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

2）責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役および社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役および社外取締役いずれも、会社法第425条第１項に定める額としています。

3）取締役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
	(名)	(百万円)
取締役（監査等委員を除く）	9	558
取締役（監査等委員）	5	72
合計 （うち社外役員）	14 （7）	630 （76）

※１ 2019年６月21日開催の当社第104期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）１名と取締役（監査等委員）２名を含めています。
２ 取締役（社外取締役、監査等委員、非業務執行取締役を除く）に付与された譲渡制限付株式報酬112百万円を含んでいます。
３ 2019年６月21日開催の当社第104期定時株主総会において当社の役員報酬について次の通り決議されております。
①固定報酬・業績連動型賞与・株式報酬型ストックオプション：年額７億円以内
②譲渡制限付株式　：年額２億円以内

4）常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室、法務・コンプライアンス室、内部統制室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、木村義弘氏を常勤の監査等委員として選定しています。

5）社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
森　郁　夫	社外取締役	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に豊富な経営者経験の観点から発言を行っています。
上　田　龍　三	社外取締役	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に医学専門知識や病院運営経験面の専門的見地から発言を行っています。
黒　田　由貴子	社外取締役	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に豊富な経営者経験や人材・組織コンサルティング経験の観点から発言を行っています。
中　村　雅　一	社外取締役 (監査等委員)	2019年6月21日就任以降開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、監査等委員会９回のうち８回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき発言を行っています。
宇　野　総一郎	社外取締役 (監査等委員)	2019年6月21日就任以降開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、監査等委員会９回のうち９回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき発言を行っています。

⑷ 会計監査人の状況

1）名称

有限責任あずさ監査法人

2）報酬等の額

当社および子会社は、会計監査人に対し、以下の報酬等を支払っています。なお、下表①の報酬等の額について、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、当期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の妥当性について必要な検証を行ったうえ、適切であると判断したため、当該報酬等の額について、会社法第399条第１項および第３項の同意をしています。

	支払額
	(百万円)
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	127
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	136

※１ 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
２ 有限責任あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであり、当社の全ての重要な子会社は、他のKPMGインターナショナルのメンバーファームの監査を受けています。

3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期、会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、および職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

⑸ コーポレート・ガバナンス

当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、取締役会において以下の「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めています。

「テルモ　コーポレート・ガバナンス基本方針」

1. 総則

⑴ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

・テルモは、『医療を通じて社会に貢献する』を企業理念とします。その理念の下、世界中のお客様、株主、社員、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供します。

・企業理念を実現するため、世界中の全アソシエイトの行動の基礎となる共通の価値観、信念を次の５つにまとめ、コアバリューズとして制定します。

Respect（尊重）－他者の尊重
Integrity（誠実）－企業理念を胸に
Care（ケア）－患者さんへの想い
Quality（品質）－優れた仕事へのこだわり
Creativity（創造力）－イノベーションの追求

・企業理念およびコアバリューズを基本に、経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。

・株主との対話の推進等、ステークホルダーへのアカウンタビリティ（説明責任）を充実させることにより、社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努めます。

・上記に加え、コーポレートガバナンス・コードを軸に、良き企業市民としてグローバルに活動する体制を構築します。

・コーポレート・ガバナンス体制が実効を上げるには、自由闊達な、明るい、働きがいのある企業風土が不可欠であり、その風土の醸成に努めます。

※ テルモでは共に働く仲間という意味を込めて社員を「アソシエイト」と呼んでいます。

⑵ 本基本方針の制定・改廃

本基本方針の制定、廃止、および大幅な改定は、コーポレート・ガバナンス委員会による審議の上、取締役会決議によって行います。

2. コーポレート・ガバナンス体制

⑴ 機関設計

テルモでは、次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

① 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋げます。

② 経営の透明性と客観性の向上
独立社外取締役の比率を高めることにより、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起されることを通じ、意思決定における透明性・客観性の向上を図ります。

③ 意思決定の迅速化
執行役員制度の採用のもと、業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開をより一層加速します。

加えて、経営の透明性と客観性を高めるため、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、内部統制委員会およびリスク管理委員会を任意の機関として設置します。

(2) 取締役会

① 役割
・取締役会は、企業価値の最大化に向け経営の基本方針等に関する最適な意思決定に務めます。
・意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針に基づく業務執行については取締役・執行役員への権限委譲を進め、取締役会は、その業務執行を監督します。
・取締役会は、コーポレート・ガバナンスの維持向上および経営の健全性の観点から、重要な責務の一つとして、社長後継者の指名プロセスを適切に監督します。

② 構成
・監査等委員を除く取締役の員数は15名以内とします。
・取締役総数のうち、独立社外取締役は３分の１以上とします。
・議長は、コーポレート・ガバナンスにおける執行と監督の分離の観点から、代表取締役会長が務めることを原則とします。ただし、会長が選任されていない場合は、上記観点を基本に議長候補者の実情を勘案して、指名委員会が提案した取締役をもって、取締役会は議長に選任します。

(3) 監査等委員会

① 役割
監査等委員会は、テルモグループにおける業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項をはじめ取締役等の職務執行の監査・監督を行います。 監査・監督の遂行のため、監査等委員会は直接、内部統制室、業務監査室、法務・コンプライアンス室に指示・命令することができます。
・取締役会への出席、議決権行使および意見陳述
・その他の重要会議への出席、意見陳述
・監査報告の作成
・監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査方法、その他監査等委員会の権限の行使に関する事項の決定

② 構成
・監査等委員である取締役の員数は５名以内とし、その過半数は独立社外取締役とします。
・委員長は、決議により監査等委員の中から選定します。

(4) 指名委員会

① 役割

コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会にとって最重要の責務の一つである社長および会長の後継者人事ならびに取締役・執行役員の選任および解任に関する事項について、取締役会の諮問機関として審議を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。

② 構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、独立社外取締役を過半数とします。
・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(5) 報酬委員会

① 役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。ただし、監査等委員の報酬に関する事項については、会社法第361条の規定に反してはならないものとします。

・取締役および執行役員の報酬に関する事項（報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等）
・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

② 構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも１名は代表取締役とします。
・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(6) コーポレート・ガバナンス委員会

① 役割

経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。なお、委員会での審議内容は適宜取締役会へ報告します。

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な事項
・コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項
・環境（Environment）・社会（Society）分野における体制整備、持続可能性（Sustainability）のための取組み等、コーポレート・ガバナンスと密接に関連する重要事項
・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

② 構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも１名は代表取締役とします。

・委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(7) 内部統制委員会

① 役割

取締役会の下部機関として、当社「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、テルモグループの内部統制システムの整備・運用を担います。

② 構成

・代表取締役、常務以上の取締役、専門部会長、内部統制部門長および顧問弁護士で構成します。
・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。
・委員長は、代表取締役社長とします。

(8) リスク管理委員会

① 役割

取締役会の下部機関として、全社横断的視点のリスク認識・評価・分析および優先度等を踏まえ、テルモグループのリスク管理体制の整備・運用を担います。

② 構成

・常務以上の執行役員、内部統制部門長ならびに委員長が指名する者で構成します。
・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。
・委員長は、代表取締役社長とします。

(9) 取締役の選解任

① 選任方針

取締役候補者の選任にあたっては、取締役会のあるべき姿を踏まえ、各取締役の知見・経験が取締役会における討議・意思決定に必要な要素を幅広く含む構成となるよう、多様性に配慮することとします。
社内および社外取締役それぞれについて、特に求める資格要件等を社内規程で定めており、主に次の内容を含みます。

＜社内取締役＞
・ステークホルダーの立場に立った経営判断力と経営監督能力を有すること
・人格、識見ともに優れ、高い倫理観を有すること
・十分な業績上の裏付けを有すること

＜社外取締役＞
・コーポレート・ガバナンスの向上および経営に寄与できること、ならびに率直な具申ができること
・経営経験者、海外事業経験者、医師、または特定専門分野での豊富な経験を有する者
・異なる経歴・専門分野、男女など可能な範囲で多様性のある構成を考慮する

＜監査等委員である独立社外取締役＞
・原則として、法曹または会計分野で指導的役割を務めた者、各々一名

② 選解任の手続き

取締役候補者の選任および再任の適否については、恣意性を排し、健全な選任を行うため、指名委員会で審議された上で、取締役会に提案されるものとします。また任期途中であっても、取締役の職務遂行に重大な懸念を生じさせる事態が生じた場合には、指名委員会は取締役会に対し、直ちに必要な措置を行うことを提案することができます。

独立社外取締役の選任にあたっては、「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たすことを条件とします。「社外取締役の独立性判断基準」は、指名委員会で審議の上、取締役会で決定されます。

各取締役は、当社の取締役としての役割を十分に果たすことができるよう、他の上場企業の役員（取締役・監査役等）の兼務は３社を上限とします。

各取締役の選任理由および兼職の状況については、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会参考書類等で開示します。

⑽ 社長後継者の人選および育成

取締役会は、社長後継者の人選が取締役会にとって最重要の責務の１つであるという認識の下、社長後継者の人選および育成プロセスを審議する機関として指名委員会を設置し、その運営状況を監督します。社長後継者の人選および育成プロセスは、社内規程で明確化します。

社長後継者の人選については、社長は就任後一定期間内に、指名委員会に対して、複数の候補者とその育成計画を含めた「継承プラン」を提案します。指名委員会は社内規程で定められたプロセスに従い、後継者の人選を進めます。

加えて、将来的な後継候補者育成の観点から、社長は就任後一定期間内に、指名委員会に対して、次世代幹部となり得る数名を対象とした「次世代幹部育成プラン」を報告し、その後も育成状況を委員会で報告します。

⑾ 経営陣の報酬

① 方針・構成

中長期的な企業価値向上への動機づけのため、業務執行取締役および執行役員の報酬の決定においては、「（a）経営陣の適切なリスクテイク」および「（b）株主との利益意識の共有」を重視した設定を行います。（a）については固定報酬と業績連動報酬（賞与）の適正なバランスを踏まえた設定を行います。（b）については、譲渡制限付株式を導入しています。

その他の非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみで構成されます。

② 目標、各報酬についての考え方

１）全体構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、賞与および譲渡制限付株式につき、全体に対し各々が占める割合として50％、30％、20％を目安に設計します。また、代表取締役社長CEOを筆頭に、上位者ほど、報酬全体に占める業績連動報酬（賞与）および譲渡制限付株式の構成比が高くなるよう設定します。

2）各報酬

・固定報酬

職責に応じた堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、取締役の役割と役位に応じて、月額固定報酬として支給します。

・業績連動報酬（賞与）

持続的な成長と各事業年度の業績目標達成への動機付けを強めることを目的とした報酬であり、この目的に合致した業績評価指標を採用します。業績評価指標は、全社業績指標（連結売上収益、連結営業利益およびEPS）および担当部門・個人別業績指標（担当部門売上収益、調整後営業利益および個別に設定する目標）で構成され、これらの指標に基づき算出した評価係数に役位ごとの標準額を乗じて支給額を算定します。

・譲渡制限付株式

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために導入するものです。譲渡制限期間は、長期にわたり株主の皆様との価値共有を図るという趣旨から30年間（又は取締役退任時）とします。また、在任期間中に不正行為や法令違反等があった場合は、累積した譲渡制限付株式の全数又は一部を無償返還するクローバック条項を設定します。

③ 決定方法

監査等委員を除く取締役の固定報酬、賞与および譲渡制限付株式（株式報酬型ストックオプション）の役位ごとの標準額および制度設計の内容等については、社外取締役が過半数を占め、委員長が社外取締役で構成されている独立性の高い報酬委員会が、取締役会の諮問機関として、社外専門機関調査による他社水準などを考慮しながら審議します。

決定手順は以下のとおりです。

・固定報酬：株主総会で承認された取締役の報酬枠の中で、監査等委員以外の取締役については取締役会が決議し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定します。

・賞与、譲渡制限付株式（株式報酬型ストックオプション）：上記報酬枠の中で、毎年の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定します。

⑿ トレーニング方針

取締役はその責務を十分に果たすため、取締役に求められる役割や法的責務、業務に関わる必要な知識を習得する必要があります。そのため、各取締役が必要な知識を習得・研鑽できるよう、トレーニングの機会を提供します。

・社内取締役

就任時に、取締役の責務等について、法務部門責任者からの説明の機会を設定するとともに、必要な知識を習得するため、外部研修等の受講を推奨します。就任後は個々人の経験・スキル等に応じ、必要な知識について、外部研修等の受講、書籍の付与等の方法により、継続的に更新する機会を設定します。

・独立社外取締役

会社の事業・組織等に関する必要な知識について、就任時に社内関係部門から説明の機会を設定するとともに、知識の習得・更新が必要な場合には、外部研修等を受講する機会を提供します。

⑬ 取締役会の実効性評価

取締役会は、取締役会の実効性のさらなる向上のため、毎年、外部専門家を交えた自己評価等の方法により、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

3. 株主の権利・平等性の確保

(1) 株主の権利の確保

株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮します。

・株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止めおよび株主代表訴訟の提起など、会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるよう努めます。

・株主総会終了後、取締役会は株主総会議案の振り返りおよび検証を行います。可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた議案については、反対の理由・反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応について取締役会で審議します。また、これに基づき、株主との対話を行った場合には、その内容について取締役会で報告します。

・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、株主の利益を害する可能性があるとの認識に立ち、取締役会はその必要性・合理性を慎重に検討した上で決議するとともに、決定内容については速やかに開示し、株主・投資家に説明を行います。なお、決議にあたっては、取締役会はステークホルダーの立場に立ち、独立社外取締役の意見・視点等を最大限に踏まえて検討を行います。

(2) 株主総会

株主総会が最高の意思決定機関であると同時に、株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行います。

・できるだけ多くの株主が出席できるよう、集中日を避けて開催するとともに、開催時間についても、集中する午前の時間帯を避けるようにします。

・招集通知は株主総会開催日の約３週間前までに発送します。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表します。その他、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供します。

・議決権の電子行使を可能とするための議決権電子行使プラットフォームの利用により、円滑な議決権行使の環境作りを行います。また、招集通知の英訳により、外国人株主の実質的な平等性を確保します。

(3) 資本政策の基本的な方針

資本コストを上回る成長投資機会を追求し、企業価値向上を図ります。

事業オペレーション改善などを通した資産効率の向上と、財務健全性も考慮した適正な資本構成の構築により、株主資本利益率（ROE）の改善および１株当たり利益（EPS）の成長を目指します。

株主還元については、安定的・持続的な向上に努めます。

(4) 政策保有株式

・テルモの事業機会創出や企業価値向上を目的とし、他社企業の株式を保有する場合があります。
・保有株式については、中長期的な観点から経済合理性・目的を毎年取締役会で検証を行います。保有を継続する銘柄については、有価証券報告書において特定投資株式として開示します。
・保有株式の議決権行使にあたっては、テルモおよび投資先企業の企業価値に及ぼす影響を考慮し、賛否の判断を行います。

(5) 企業年金のアセットオーナーとしての機能

当社における企業年金の積立金の運用は、別法人であるテルモ企業年金基金により行われます。
テルモ企業年金基金が運用の専門性を高め、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、経理・財務部門および人事部門に所属する資産運用の専門知識を有する者を定期的かつ継続的に配置し、資産運用委員会における審議等を通じ、運用方針の策定や運用結果のモニタリング等を実施し、資産運用の専門性および健全性の向上に努めます。
また、運用方針等の意思決定プロセスにおいては、過半数労働組合の幹部も参画することにより、受益者保護の観点からも健全に管理できる体制をとるとともに、実際の資産運用については、複数の運用機関へ委託し、個別の投資先の選定および議決権行使を各運用機関へ一任することで、恣意性を排除し、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じない運営を行います。

(6) 関連当事者間の取引

会社や株主共同の利益を害することなく、またそのような懸念を惹起することのないよう、取締役や第三者との取引においては、次のような枠組みを設けます。

・利益相反の恐れがある取引
取締役と会社との間で利益相反の恐れがある取引を行おうとする場合は、会社法等に基づき取締役会の承認を要する旨を取締役会規則において定めています。また、取締役および近親者（その関係会社等を含む）と当社との間における取引の有無を毎年確認します。
・第三者との取引
取締役会が定め、全グループ社員が遵守する「テルモグループ行動規範」において、取引先・株主等を含めた第三者と取引をする場合における公正性・透明性等の確保を求めます。万一、これに反するような取引を行おうとする場合は、職制を通じた対応・解決を図ることを基本としますが、それが困難な場合には、内部通報等による対応・解決を図ることもできます。

4. 株主以外のステークホルダーとの協働

(1) 行動規範の策定・実践

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示し、その構成員が従うべき行動原則として、取締役会の決議により「テルモグループ行動規範」を定め、実践します。
行動規範の浸透のため、社内の電子掲示板の利用に加え、国内外のアソシエイトが行動規範の内容を遵守できるよう、法務・コンプライアンス室が計画的にフォローアップを行います。

また、行動規範がその時々の環境に適したものであるよう、行動規範を都度見直し、必要に応じて、取締役会の決議により改訂します。

(2) サステナビリティ

企業理念に基づき、より優れた製品・サービスを開発して顧客に届けるべく、開発指針を設け、人にやさしい医療の実現をめざし取り組みます。このコンセプトを満たした優れた医療機器・サービスを提供することは、医療全体の進歩、患者さんの生活向上に直結し、社会にも貢献できるものと考えます。また、競合に対する優位性の確保、販売・利益の拡大をもたらし、当社の持続的な成長にもつながるものであります。

さらに、事業継続の基となる持続可能な社会（サステナビリティ）に向け、良き企業市民として地域社会をはじめとするステークホルダーからの信頼や期待に応え事業運営を継続できるように、国連グローバルコンパクト、ISO14001・ISO45001等の国際規格に準拠した人権保護や腐敗防止、安全・健康の確保、環境負荷低減・生物多様性保全等の活動に積極的に取り組みます。

また、事業継続に不可欠なコンプライアンスについては、法務・コンプライアンス室がグローバルでの遵守体制整備を主管し、内部統制システムの一環として整備を行うとともに、事業継続上のリスクとなり得る要因については、リスク管理委員会で評価し、管理体制の整備・運用を行います。

(3) 社内の多様性の確保

テルモグループは、個の尊重と異文化の相互理解に努め、人種、国籍、性別、宗教、身体の障がい等に基づく差別もまたその他の人権侵害も行いません。また、多様なアソシエイトの活躍が、これからの成長エンジンであると考えて、様々な価値観を受容し、お互いの「多様性」を認め合うことで、異なる発想・知恵が自由闊達に混ざり合い、新しい価値を創造する企業を目指します。ダイバーシティ推進室を設置し、多様なアソシエイトが自らの力を発揮し活躍できる環境・風土・意識を整えていくとともに、経営トップによるコミットのもと、経営層を含め、女性や外国籍アソシエイトの積極的起用を進めます。

(4) 内部通報

内部通報システムを導入し、法令違反および「テルモグループ行動規範」に反する行為等を早期に把握し、自浄作用の発現に繋げます。内部通報の窓口は、社内事務局に加え、専門分野に応じた社外弁護士を設定し、従業員等の通報者の匿名性を担保するとともに、通報者が通報したことによって不利益を被らないことを保障します。通報内容については、適宜または定期的に、内部統制委員会、取締役会および監査等委員会に報告が行われ、共通課題については、組織間に横展開しながら再発防止、コンプライアンス意識の向上に努めます。内部通報システムが効果を発揮することにより、法令違反、行動規範違反行為が低減し、ひいては企業の持続的成長にも資することになるため、継続的に内部通報の運用拡充に努めます。

5. 適切な情報開示

(1) 情報開示の方針

広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家、お客様をはじめとする皆さまに対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、テルモを理解いただくために有効と思われる情報についてもタイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

(2) 対話方針

テルモは、株主や投資家との建設的な対話に努めます。情報開示と対話を通じて、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努めます。
テルモの情報開示、および株主や投資家の皆様との対話に関する方針を、当社ウェブサイト上で「IR基本方針」として開示します。

以　上

※「業務監査室」は「内部監査室」に名称を変更いたしました。

（別紙１）

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

◆監査等委員は取締役として議決権を持つ、取締役会の構成メンバーです。監査等委員会の過半数は社外取締役が占めます。
◆監査等委員会は取締役会・取締役の監査・監督機能を担います。

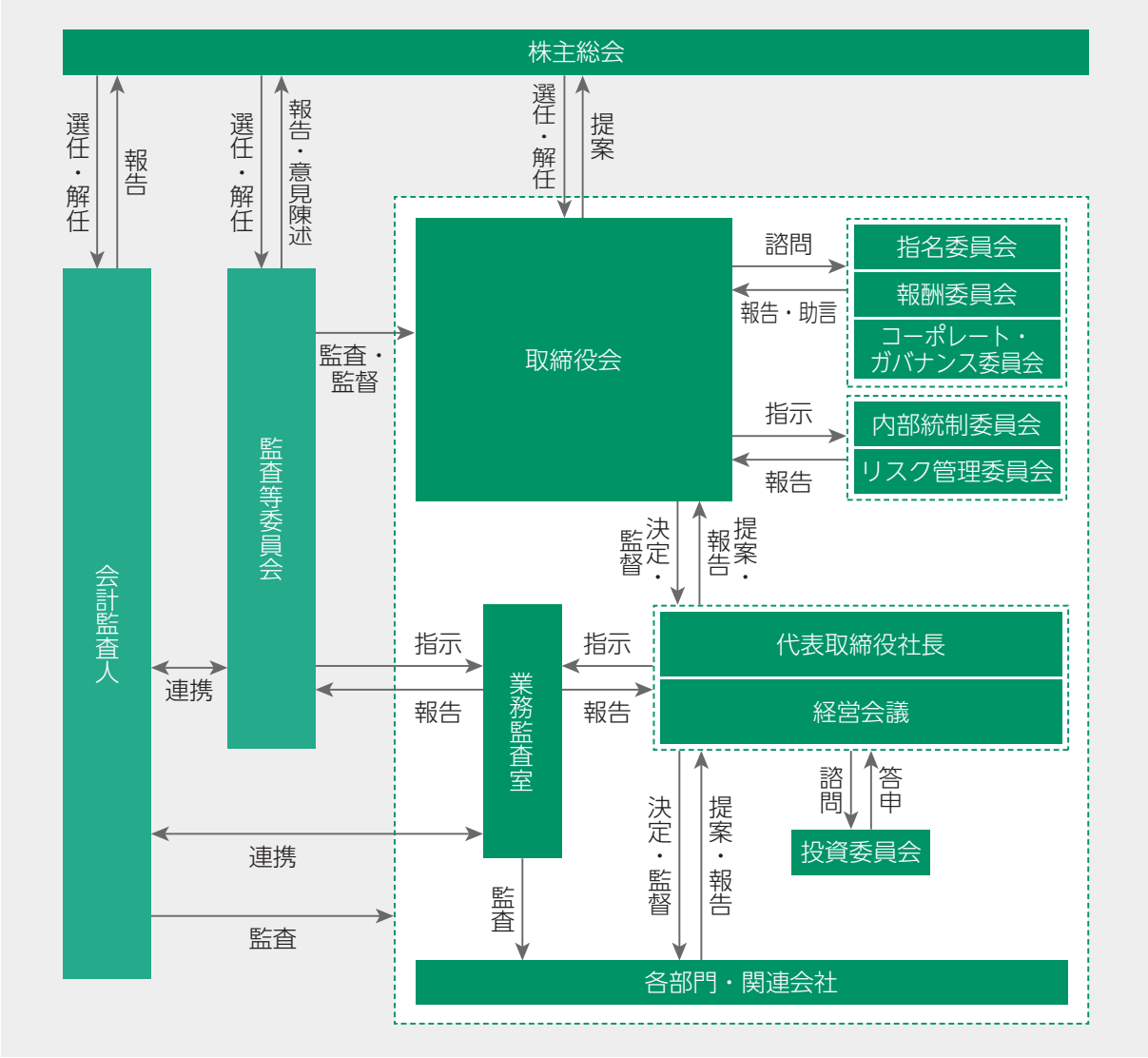

（別紙２）

社外取締役の独立性判断基準

次の事項に該当する場合には、当社において、独立社外取締役（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいう）であるとは言えないものとし、選任の対象候補から除外します。

(1) 当社グループ関係者

① 当社またはその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、監査等委員、監査役、その他の使用人（以下「業務執行取締役等」と総称する）である者

② 過去10年間において当社グループの業務執行取締役等であった者

(2) 株主関係

① 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10％以上をいう。以下同じ。）

② 上記①が企業である場合には、当該企業またはその親会社もしくは重要な子会社（以下「企業等」と総称する）の業務執行取締役等

③ 当社が現在主要株主である企業等の業務執行取締役等

(3) 取引先関係者

以下のいずれかに該当する企業等の業務執行取締役等

① 当社グループを主要な取引先とする者（取引先の年間連結総売上高の２％以上が当社グループへの売上である者）

② 当社グループの主要な取引先（当社グループが、年間連結総売上収益の２％以上の支払いを行った者）

③ 当社グループから一定額（過去３事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）

(4) 人事交流先関係者

当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている企業等の業務執行取締役等

(5) 主要借入先関係者

当社グループが借り入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社の連結総資産の２％を超える場合の借入先の企業等の業務執行取締役等

(6) 外部専門家等

以下のいずれかに該当する者

① 現在当社グループの会計監査人もしくは会計参与である公認会計士、または監査法人のパートナーもしくは社員

② 当社グループの会計監査人もしくは会計参与である公認会計士、または監査法人のパートナーもしくは社員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者

③ 上記①②に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

④ 上記①②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去３事業年度の平均で、その連結総売上高の２％以上が当社グループへの売上であるファーム）のパートナー、アソシエイトまたは社員である者

(7) 近親者

近親者（配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう）が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者

(8) 過去の該当者

過去５年間において上記(2)に該当していた、および、過去３年間において上記(3)から(6)までのいずれかに該当していた者

(9) その他

上記(1)から(8)には該当しないが、それ以外の事情により、実質的な利益相反が生じるおそれがある者

以　上

（別紙３）

テルモ　IR基本方針

1. 基本方針

テルモは、広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、当社を理解いただくために有効と思われる情報についても適時かつ積極的な情報開示に努めます。また、株主や投資家の皆様との建設的な対話に努めます。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーの皆様との信頼関係の構築と維持に努めます。

2. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示情報システム（TDnet）をはじめ、ニュースリリースの配信や当社ホームページへの掲載などを通じて、適時かつ適切に情報開示し、内容が広くステークホルダーの皆様に届くよう努めます。

3. 業績予想および将来の予測に関する事項

テルモが開示する情報のうち、業績予想ならびに将来予測は、現時点で入手可能な限られた情報に基づき、当社で判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性が含まれています。そのため様々な要因により、実際の業績等が変動する可能性があることをご承知おきください。実際の業績に影響を与えうる重要な要素には、当社の事業領域を取り巻く経済情勢、為替レートの変動、競争状況などがあります。

4. 株主・投資家の皆様との対話に関する方針

① 株主との対話全般に関して統括を行う経営陣または取締役の指定

テルモでは、当社株主および機関投資家・個人投資家との対話に際し、情報開示の一貫性・統一性を維持し、対話を円滑に推進するため、取締役会において対話全般を統括する役員を選任しています。

② 対話を補助する社内の有機的な連携のための方策

迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、社内体制の整備・充実を図っています。特に、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある企業情報の開示については、内部統制委員会の専門部会として、広報室、経営企画室、秘書室、内部統制室、および法務・コンプライアンス室の各室長をメンバーとするディスクロージャー部会が審議を担当し、法令等の遵守の徹底とともに一貫性、統一性を持った情報開示に努めています。その他、事業部門と情報開示担当部門との定期的なミーティングを随時実施し、開示情報の充実ならびに精度の向上に努めています。

③ 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社に対する理解を深めて頂くため、機関投資家向け事業戦略説明会、工場見学会、株主向け施設見学会等を開催しています。また、自社主催の説明会・見学会に加えて、証券会社が主催する国内外のカンファレンス、

個人投資家向け説明会等に参加し、投資家との対話手段の充実に努めています。また、情報を適時かつ適切に開示し、広く株主・投資家の皆様にお届けするため、決算説明会資料をはじめとする各種資料を当社ホームページに掲載しています。

④ 適切かつ効果的なフィードバックのための方策
株主、投資家、アナリストとのミーティング等を通じて得た評価・意見を定期的に取り纏め、経営陣に共有しています。また、取締役会において、社長もしくは対話を統括する役員が海外機関投資家訪問の報告を行うなど、経営陣が資本市場からの評価を把握する場を設けています。

⑤ 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
投資家との対話は、原則として社長、対話を統括する役員、情報開示部門の責任者ならびに担当者が行うものとします。上記以外の役職員が株主、機関投資家、個人投資家との対話を行う場合には、対話を統括する役員、情報開示部門の責任者、担当者いずれかが同席するものとします。また、対話の場には必ず複数名が出席することで、不正な情報漏洩等の防止に努めています。
決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために沈黙期間を設けています。原則として、本決算、四半期決算ともに決算発表日の４週間前から決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関するコメントや質問に対する回答は差し控えています。

以　上

⑹ 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を決議しています。

「内部統制システム整備の基本方針」

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役、執行役員、使用人及びグループ各社において、これらに相当する者（以下、「グループ役職員」という。）に対し、「テルモグループ行動規範」の継続的な教育・啓発を行うことにより、法令等遵守及び企業倫理の実践（以下、「コンプライアンス」という。）が企業存立及び事業活動の基盤であることの浸透・徹底を図ります。

2）取締役会の指示に従い、グループの内部統制システムの整備を担う内部統制委員会において、コンプライアンスに係る重要な施策を審議・決定し、その活動状況を定期的に取締役会及び監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員（以下、「選定監査等委員」という。）に報告します。

3）グループの横断的なコンプライアンス体制の整備を一元的に担うチーフリーガルオフィサー（ＣＬＯ）の指揮のもと、関係ルールの整備、教育・啓発の実施、誓約書の徴集、コンプライアンスオフィサーとの連携による問題の早期把握等の諸施策を推進します。

4）金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するため、グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備に努め、その有効性を定期的に評価します。

5）グループ役職員がコンプライアンス違反等を知ったとき、職制を通さずに通報することができる内部通報制度を構築・運用します。通報窓口として、内部窓口と外部窓口（顧問弁護士、外部受付）を設置します。ただし、取締役のコンプライアンス違反等を知ったときは、監査等委員を通報窓口とします。通報した役職員が不利益な取り扱いを受けないことが保障されます。内部通報制度を運用する部門は、その状況を適宜、監査等委員会又は選定監査等委員（以下、「監査等委員会等」という）に報告します。

6）重大なコンプライアンス違反等が発生した場合、内部統制委員長の指揮のもと、直ちに対応チームを立ち上げ、事案の対応・解決に当たるとともに、発生原因及び再発防止策を内部統制委員会に報告・提言します。対応に伴いグループ役職員の「就業規則」等の違反が認定された場合、懲戒手続に係るルールに従い、厳正に処分します。

7）業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報管理（保存、閲覧、セキュリティ、社外開示等）に関する体制

1）「テルモグループ文書管理基準」に従い、業務執行取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録・保存します。

2）保存期間は、文書等の種類、重要性等に応じて同基準に規定された期間とします。

3）取締役及び監査等委員会等は、常時これらの文書等を閲覧することができます。

4）情報セキュリティ及び個人情報保護について、チーフインフォメーションオフィサー（ＣＩＯ）の指揮のもと、「情報セキュリティ基準」、「個人情報保護基準」その他諸規程等に基づき、営業秘密及び個人情報を適切かつ安全に保存・管理します。

5）当社の法定及び適時開示情報の開示手続を担う内部統制委員会下のディスクロージャー部会が適時適切な開示を推進します。また、「テルモグループソーシャルメディアポリシー」に基づき、適切な情報管理を行います。

6）業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。

3. リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

1）取締役会の決議に基づき設置され、代表取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会において、取締役会の定める「リスク管理規程」に基づきグループの横断的なリスク管理体制の整備を推進します。
2）前号1）に加え、事業、品質、製品安全、災害、環境等の個別のリスクに関し、当該リスクカテゴリーごとの専門部署において、それぞれ関連規程・マニュアル等に従い、教育・啓発を行います。
3）経営に重要な影響を及ぼすリスクの優先度等を踏まえ、リスク管理委員会において、予防組織、継続的な教育・啓発、有事の緊急対応体制等から成るリスク管理方針を審議・決定します。
4）内部統制室において、定期的に又は必要に応じ、グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性及び影響度を分析・評価した上で、リスク管理委員会に報告・提言します。
5）業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題をリスク管理委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。

4. 取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制

1）グループの企業価値・株主共同の利益の向上のため、取締役会で決議された中長期成長戦略及び年度計画の達成に向け、取締役、執行役員等から構成される経営会議のほか、市場商品戦略会議等の専門会議において、事業部門等に対し、職務執行の効率化・迅速化に向けた支援・指導・監督を行います。
2）会社の意思決定を明文化した「会議体提案および決裁制度に関する規程」に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を行います。
3）「業務分掌規程」その他の諸規程に基づき、グループ各社の組織運営方針及び機能を整備します。
4）業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）グループ各社は、「テルモグループ会社管理規程」その他の諸規程に基づき、業務執行状況を適時適切に報告します。
2）リスク管理委員会が策定したリスク管理方針に基づき、内部統制室において、グループ各社に対し、リスク管理体制の構築を指導・支援します。
3）「会議体提案および決裁制度に関する規程」に基づき、グループ各社において、重要性に応じた意思決定を行います。
4）「テルモグループ行動規範」その他諸規程等に基づき、チーフリーガルオフィサー（ＣＬＯ）がグループ各社のコンプライアンスオフィサーと連携しながらコンプライアンスの教育・啓発を推進します。
5）「グループ規程管理規程」に基づき、当社がグループ各社に適用する規程を管理・周知しています。
6）業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況及び有効性を監査し、その結果及び改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

1）監査等委員会を補助する組織として、２名以上の専任の使用人（以下、「専任使用人」という。）から成る監査等委員会室を置きます。
2）監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議によって、監査等委員会の監査等を補助する職責を担う「監査等特命取締役」を任命することができます。

7. 監査等特命取締役及び専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

1）監査等特命取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。なお、当該監査等特命取締役の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとします。

2）専任使用人の人選、人事考課、給与、異動及び懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとします。

8. 監査等特命取締役及び専任使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等特命取締役及び専任使用人は、監査等委員会等の指揮・命令に基づき職務を行うものとし、監査等委員でない取締役その他のグループ役職員からの指揮・命令を受けません。

9. グループ役職員（これらの者から報告を受けた者を含み、「報告者等」という。）が監査等委員会に報告をするための体制

1）法令に定める事項に加え、「取締役、執行役員および使用人の監査等委員への報告規程」に基づき、報告者等は、監査等委員会等に対し、適時・適切に報告します。

2）監査等委員会等は、グループ各社に設置している内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行います。

10. 報告者等が当該通報・報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

1）グループ役職員が直接・間接を問わず、監査等委員会等に通報・報告をした場合、当該通報・報告を理由として、人事上その他一切の点で不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨グループ役職員に周知徹底します。

2）監査等委員会等は、通報・報告をした者の異動、人事評価、懲戒等に関し、取締役にその理由の開示・説明を求めることができます。

11. 監査等委員会等の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1）監査等委員会等は、その職務の執行に関し、法令で定める費用等を当社に請求することができます。

2）監査等委員会等は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部専門家を起用することができます。なお、これに要する費用は、前号1）によるものとします。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を開催します。

2）選定監査等委員は、経営会議をはじめとする重要な会議体に出席することができます。

3）監査等委員会等は、内部監査部門との定例連絡会の開催、会計監査人との定例会合の開催のほか、必要に応じこれらの部署又は機関との会合を行います。

以　上

※「業務監査室」は「内部監査室」に名称を変更いたしました。

⑺ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はグループ役職員に「テルモグループ行動規範」研修を行い、内部統制委員会（4回）において、コンプライアンスに係る重要施策の審議を行っています。チーフリーガルオフィサー（ＣＬＯ）はグループ各社のコンプライアンスオフィサーと連携をとりながら、コンプライアンス体制の整備をし、重大問題への対応状況を内部統制委員会に報告しています。内部通報制度は、社内における内部受付と顧問弁護士並びに外部機関における外部受付を設置し、広く通報を受け付けています。また、取締役のコンプライアンス案件は、監査等委員が受け付けています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報管理（保存、閲覧、セキュリティ、社外開示等）に関する体制

当社は「グループ文書管理規程」に基づき、グループに文書保存ルールを周知し、「グループ情報セキュリティ規程」、「個人情報保護基準」に基づき、適切に営業秘密・個人情報管理をしています。法定及び適時開示情報は内部統制委員会のディスクロージャー部会で審査を行っています。また、「グループソーシャルメディア規程」及び「同ガイドライン」に基づき、外部発信情報を適切に管理しています。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

当社は、「グループリスク管理規程」「グループリスク管理ガイドライン」に基づき、リスク評価と対応の効率化・標準化を図り、リスク管理委員会（2回）において、リスクへの対応策を審議し、リスク低減の活動を行っています。またアソシエイトのリスク感度向上を目的としたワークショップ形式のリスク管理研修を行っています。

4. 取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制

当社は取締役会（13回）及び経営会議（16回）、市場商品戦略会議（６回）を通じて、取締役の職務の執行の効率性を確保しています。また、「決裁制度に関するグループ規程」に基づき、迅速な意思決定を行っています。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「グループ会社管理規程」および「グループ業務分掌規程」に基づき、報告体制を整備し、運用状況をモニタリングしています。また、「グループ規程管理規程」に基づき、グループに適用する遵守事項を見直し、整備しています。

6. 監査等委員会の職務を補助する体制、報告に関する事項

当社は、取締役から独立した監査等委員会室の設置等、監査等委員会の活動を補助する体制を整備しています。「取締役、執行役員および使用人の監査等委員への報告に関するグループ規程」、「監査等委員会規則」と内部通報制度に基づき、監査等委員にも報告が共有され、報告者等が不利益を受けないことを「テルモグループ行動規範」研修で周知しています。

以　上

(8) 会社の支配に関する基本方針

※本招集ご通知３ページ記載のとおり、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

以　上

備　考

この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てた概数にて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益／基本的１株当たり当期利益および億円単位ならびに各比率の表示については、表示単位未満の端数を四捨五入した概数にて表示しております。

1 世界の医療現場のため、新型コロナウイルス感染症に対する取り組みを継続しています。

新型コロナウイルス感染症の猛威が世界中に及ぶ中、すべての社員の健康と安全を最優先としながら、「製品の安定供給」「感染防止・治療への積極的な貢献」を実現するべくこの難局に立ち向かっています。この感染症の最前線である医療現場に対しては、体温計や血圧計、手指消毒剤等を提供しています。また、呼吸機能をサポートするECMO（体外式膜型人工肺）システムや、重篤な呼吸障害を引き起こすタンパク質を除去するための遠心型血液成分分離装置など、患者さんの“最後の砦”となる最先端の治療機器を供給しています。このように、グループの力を結集して、感染症と闘う世界中の医療現場に積極的に貢献しています。

重症患者が増加していた中国へ、ECMOシステムを寄贈（2020年3月）

2 温室効果ガス排出量削減目標がSBTイニシアチブの認定を取得しました。

事業活動に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでおり、2030年度を目標年度とする削減目標を策定しました。この目標が科学的根拠に基づいていると認められ、2020年3月にSBTイニシアチブの認定を取得しました。これを機に、気候変動リスクの低減およびパリ協定の達成に向けて、グループ全体で温室効果ガス排出量削減に取り組んでいきます。

SCIENCE BASED TARGETS
DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

3 「健康経営銘柄」に6年連続で選定されました。

社員の健康を経営の大切な要点ととらえ、経営層が率先して健康経営※を推進してきた結果、経済産業省と東京証券取引所が共同で実施する「健康経営銘柄」に6年連続で選定されました。制定から6年連続で選ばれた企業は上場企業約3,800社の中でも6社のみです。また、厚生労働省委託事業「がん対策推進企業アクション」のがん対策推進企業表彰でも、がん対策推進パートナー賞「検診部門」を受賞するなど、社外からも評価を集めています。

健康経営銘柄2020
Health and Productivity

※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

<メモ欄>

連結計算書類

連結財政状態計算書（2019年度末現在　2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	166,898
営業債権及びその他の債権	131,728
その他の金融資産	397
棚卸資産	147,147
未収法人所得税等	1,745
その他の流動資産	12,689
流動資産合計	**460,607**
非流動資産	
有形固定資産	264,407
のれん及び無形資産	461,506
持分法で会計処理されている投資	5,275
その他の金融資産	17,733
繰延税金資産	27,307
その他の非流動資産	4,517
非流動資産合計	**780,748**
資産合計	**1,241,355**

科　目	金　額
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	88,044
社債及び借入金	50,324
その他の金融負債	6,144
未払法人所得税等	11,681
引当金	395
その他の流動負債	55,256
流動負債合計	**211,845**
非流動負債	
社債及び借入金	195,870
その他の金融負債	31,802
繰延税金負債	20,360
退職給付に係る負債	18,456
引当金	92
その他の非流動負債	8,043
非流動負債合計	**274,626**
負債合計	**486,472**
資本	
資本金	38,716
資本剰余金	51,858
自己株式	△14,103
利益剰余金	705,765
その他の資本の構成要素	△27,423
親会社の所有者に帰属する持分合計	754,813
非支配持分	69
資本合計	**754,883**
負債及び資本合計	**1,241,355**

連結損益計算書（2019年度　2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
売上収益	628,897
売上原価	284,964
売上総利益	**343,932**
販売費及び一般管理費	235,144
その他の収益	4,737
その他の費用	2,914
営業利益	**110,611**
金融収益	1,671
金融費用	5,371
持分法による投資損益（△は損失）	△445
税引前利益	**106,466**
法人所得税費用	21,428
当期利益	**85,037**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	85,211
非支配持分	△173
当期利益	**85,037**

計算書類

貸借対照表（2019年度末現在　2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**311,432**
現金及び預金	93,912
受取手形	422
売掛金	90,364
商品及び製品	41,283
仕掛品	5,764
原材料及び貯蔵品	12,812
前払費用	2,846
短期貸付金	52,667
その他	11,851
貸倒引当金	△493
固定資産	**838,789**
有形固定資産	97,705
建物	37,562
構築物	1,448
機械及び装置	20,725
車両運搬具	69
工具、器具及び備品	9,571
土地	18,235
リース資産	361
建設仮勘定	9,731
無形固定資産	21,283
借地権	874
ソフトウェア	20,302
のれん	24
顧客関連資産	62
その他	19
投資その他の資産	719,800
投資有価証券	8,088
関係会社株式	624,902
関係会社出資金	21,675
関係会社長期貸付金	42,437
長期前払費用	3,258
繰延税金資産	11,408
その他	8,029
資産合計	**1,150,221**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**265,224**
支払手形	1,110
買掛金	40,736
電子記録債務	11,281
短期借入金	163,491
１年内償還予定の社債	10,000
リース債務	117
未払金	15,299
未払費用	3,309
未払法人税等	6,798
預り金	255
賞与引当金	5,322
役員賞与引当金	169
設備関係支払手形及び未払金	7,325
その他	6
固定負債	**197,841**
社債	40,000
転換社債型新株予約権付社債	7,400
長期借入金	149,498
リース債務	244
長期預り保証金	378
役員退職慰労引当金	3
その他	316
負債合計	**463,065**
純資産の部	
株主資本	**683,945**
資本金	38,716
資本剰余金	52,103
資本準備金	52,103
利益剰余金	607,228
利益準備金	3,297
その他利益剰余金	603,930
圧縮記帳積立金	525
別途積立金	82,900
繰越利益剰余金	520,505
自己株式	△14,103
評価・換算差額等	**2,465**
その他有価証券評価差額金	2,465
新株予約権	**745**
純資産合計	**687,156**
負債純資産合計	**1,150,221**

損益計算書 (2019年度　2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**319,021**
売上原価		**179,919**
売上総利益		**139,102**
販売費及び一般管理費		**83,175**
営業利益		**55,927**
営業外収益		**28,670**
受取利息	1,959	
受取配当金	23,992	
受取ロイヤリティー	2,312	
その他	406	
営業外費用		**4,477**
支払利息	2,521	
売上割引	454	
為替差損	1,387	
その他	113	
経常利益		**80,120**
特別利益		**68**
固定資産売却益	66	
投資有価証券売却益	1	
特別損失		**223**
固定資産処分損	223	
税引前当期純利益		**79,965**
法人税等合計		**14,683**
法人税、住民税及び事業税	13,959	
法人税等調整額	723	
当期純利益		**65,282**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

テルモ株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小山秀明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石黒之彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　香月まゆか　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、テルモ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、テルモ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

テルモ株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　小山秀明　㊞
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　石黒之彦　㊞
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　香月まゆか　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、テルモ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びリスク管理体制の構築・運用状況、並びに中長期成長戦略の進捗状況を重点監査項目に設定し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役員並びに使用人等と意思疎通を図り、重要な会議等に出席して意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、随時質問及び意見を述べました。さらに、主要な決裁書類その他の重要な書類等の内容を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、一部の子会社には往査を実施し、さらに、その子会社の会計監査人と意見並びに情報交換の会合を持ちました。

②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえその内容について検討を加えました。

③内部監査室については、事前に監査計画の協議を行い、実施した内部監査の結果及びその改善状況について適宜報告を受けるとともに、意見表明をしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備及び運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」は相当であると認めます。

⑵連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、新型コロナウィルス感染症拡大による事業への影響を極力抑えるため、当社はグループ全体で危機管理体制を整え、アソシエイトの健康と安全の確保、医療を止めないための安定供給、および感染予防と治療への積極的な貢献を基本方針として取り組んでおります。そして、監査等委員会はその実施状況を確認しております。

2020年５月21日

テルモ株式会社　監査等委員会

取締役 監査等委員　**木　村　義　弘** ㊞
社外取締役 監査等委員　**中　村　雅　一** ㊞
社外取締役 監査等委員　**宇　野　総一郎** ㊞

以　上

株主総会　会場のご案内

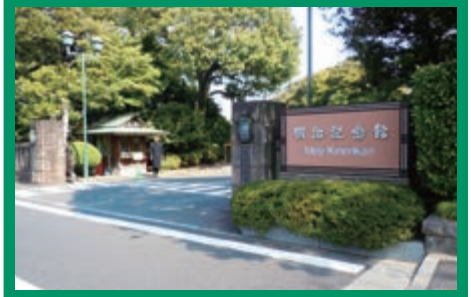

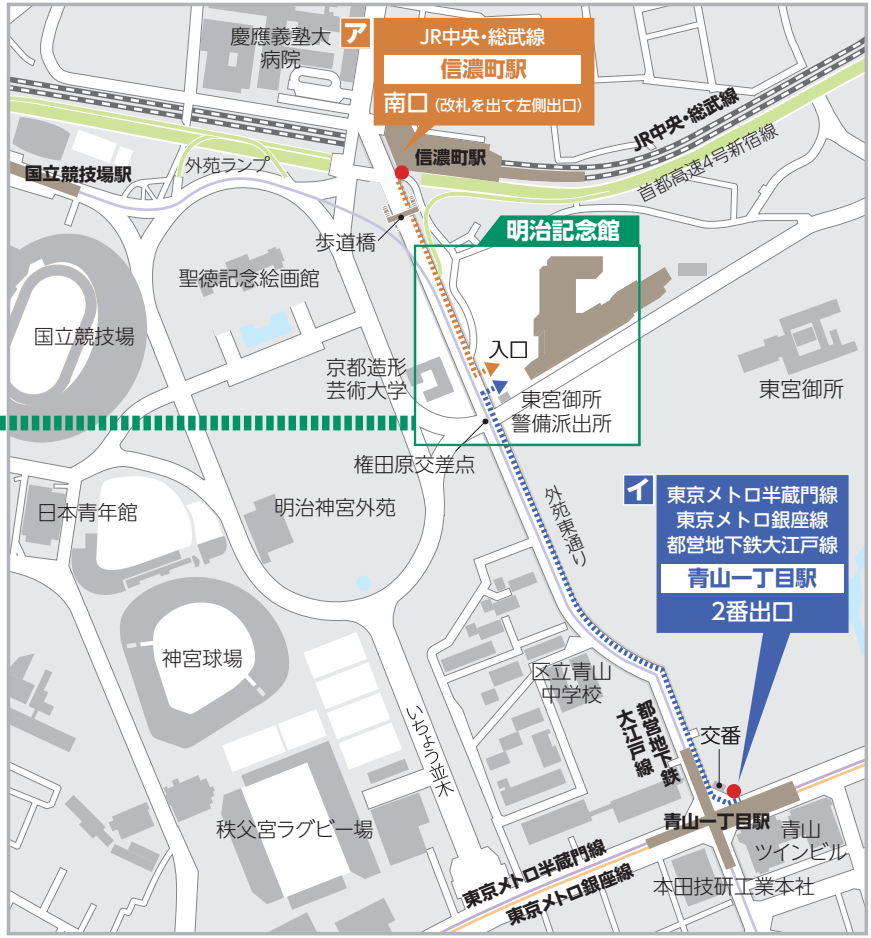

■会　場

明治記念館２階「富士の間」

東京都港区元赤坂２-２-23

TEL 03-3403-1171（大代表）

■日　時

2020年６月25日（木曜日）

午後2時（受付開始 午後1時）

交通のご案内（アクセス）

ア JR中央・総武線
信濃町駅
南口 徒歩4分

イ 東京メトロ半蔵門線・銀座線、都営地下鉄大江戸線
青山一丁目駅
2番出口 徒歩8分

TERUMO

テルモ株式会社
〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷2-44-1
www.terumo.co.jp

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT